

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1-1 介護サービスの提供体制の整備
指標	(1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備推進（特別養護老人ホームの合計定員数）
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

市内には、7施設・720床分の特別養護老人ホームが整備されています。
しかし、入所希望者（待機者）は令和5（2023）年7月時点で299人に達しており、入所希望に対して、早期に対応することは困難な状況です。

特別養護老人ホームの整備状況（令和5（2023）年度末時点）

日常生活圏域	床数	(内)ユニット型	(内)従来型多床室
谷津	190	90	100
秋津	※ 200	20	180
津田沼・鷺沼	0	0	0
屋敷	150	150	0
東習志野	180	90	90
合計	720	350	370

※地域密着型特別養護老人ホーム(20床)を含む

<具体的な取り組み>

自宅での生活が困難になった高齢者が、引き続き住み慣れた地域で安心して生活できるよう、100床分の特別養護老人ホームの新規整備を予定します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
特別養護老人ホームの 合計定員数(人)	新規整備予定数:100 (参考) 令和6年度当初合計定員数:720 令和8年度末合計定員数:820		

<評価方法>

◎時点

- ☒ 中間評価あり
☐ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・運営事業者公募の状況及び施設整備の進捗状況

自己評価シート

【1-1 (1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備推進
（特別養護老人ホームの合計定員数）】

年度	令和6（2024）年度
----	-------------

前期（中間評価）

実施内容

令和6年度は、4月に公募を実施。令和6年4月19日～6月19日までを募集期間として公募を実施して、1事業者から応募がありプレゼンテーションにより7月に整備事業者を選定した。

自己評価結果 【◎】

目標値である100床分の整備の目途が立ち、選定した事業者において令和8年度開設に向けて施設整備に取り組んでいることから、目標を達成できていると評価する。

課題と対応策

【課題】

事業者の選定にあたっては、提案事業者が事業予定者に適しているか適正な判断が必要である。

【対応策】

選考委員会による慎重な審査を行う。

後期（実績評価）

実施内容

令和6年度は、目標値である100人分の施設整備を行う事業者を公募により選定した。選定した事業者は、令和8年度中の開設へ向け、施設整備に取り組んでいる。

自己評価結果 【◎】

令和8年度末までに目標値である100人分の整備に目途が立ったことから、目標を達成できていると評価する。

課題と対応策

【課題】

事業者の選定にあたっては、提案事業者が事業予定者に適しているか適正な判断が必要である。

【対応策】

選考委員会による慎重な審査を行う。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1-1 介護サービスの提供体制の整備
指標	(2) 地域密着型サービスの整備推進 (①認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)の整備推進_認知症高齢者グループホームの合計定員数)
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

第8期計画では、2事業所(定員36人)を整備し、合計188人分の整備が完了しました。しかし、多くの事業所で満員に近い状態になっています。

認知症高齢者グループホームの整備状況(令和5(2023)年度末時点)

日常生活圏域	事業所数	定員数(人)
谷津	3	45
秋津	2	18
津田沼・鷺沼	2	36
屋敷	2	27
東習志野	※ 4	62
合計	13	188

※令和6(2024)年度開設予定(18人)を含む

<具体的な取り組み>

認知症により自宅での暮らしが困難になった高齢者が、引き続き住み慣れた地域において家庭的な環境の中で生活されよう、認知症高齢者グループホームの整備を進めます。

認知症高齢者グループホームは、1事業所につき定員が18人以下と定められており、比較的小規模な施設整備が可能です。民有地の活用が容易であると考えられるため、民間事業者からの提案により、2事業所(定員合計36人)の新規整備を予定します。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
認知症高齢者グループ ホームの合計定員数(人)	新規整備予定数:36 (参考) 令和6年度当初合計定員数:188 令和8年度末合計定員数:224		

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・運営事業者公募の状況及び施設整備の進捗状況

自己評価シート

【１－１（２）地域密着型サービスの整備推進

（①認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）の整備推進
認知症高齢者グループホームの合計定員数）】

年度	令和６（２０２４）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 令和６年４月１９日～６月１９日を募集期間として２事業所（各定員１８人）の公募を実施したが、事業者からの応募はなかったため、令和６年８月２６日～１１月１３日を募集期間として２事業所（各定員１８人）の再公募を実施した。
自己評価結果 【△】 ・ 認知症高齢者グループホーム合計定員数 １８８人（増減なし） ・ 整備運営事業者の公募を実施したものの、事業者からの応募には至らなかった。
課題と対応策 【課題】 事業者の選定にあたっては、提案事業者が事業予定者に適しているか適正な判断が必要である。 【対応策】 選考委員会による慎重な審査を行う。

後期（実績評価）
実施内容 令和６年８月２６日～令和６年１０月２５日及び令和６年１１月２９日～令和７年２月１０日を募集期間として再公募を実施したが、事業所からの応募はなかったため、令和７年３月１４日～令和７年４月２８日を募集期間として再々公募を実施した。
自己評価結果 【△】 ・ 認知症高齢者グループホーム合計定員数 １８８人（増減なし） ・ 整備運営事業者の公募を実施したものの、事業者からの応募には至らなかった。
課題と対応策 【課題】 事業者の選定にあたっては、本市が設定した開設予定時期までの整備完了が見込めるかなど、事業予定者に適しているか適正な判断が必要である。 【対応策】 書類選考や面接の際に、選考委員会をはじめとする関係者による丁寧な審査やヒアリングを行う。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－2 高齢者の住まいの確保
指標	(1) 高齢者の多様な住まいの確保（高齢者人口に対する確保割合）
担当部署	高齢者支援課

<現状>

高齢者向けの住まいとして、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等があり、個々の状況に応じて入居することができるようになっています。いずれも生活相談や食事の提供等の生活上必要な援助のほか、一部の住まいでは介護サービスを併せて提供することもあります（介護保険法における「特定施設入居者生活介護」）。

サービス付き高齢者向け住宅は、整備を促進するため、新築の翌年度から5年度分の固定資産税の3分の2の額を減額する制度があります。

高齢者向け住まいの整備状況（令和5（2023）年度末時点）

住宅の種類	定員数・戸数
サービス付き高齢者向け住宅	116 戸
有料老人ホーム（住宅型）	113 人
有料老人ホーム（介護付）	499 人
軽費老人ホーム（ケアハウス）	130 人
養護老人ホーム	50 人
シルバーハウジング	50 戸
高齢者向け優良賃貸住宅 ※1	102 戸
合 計 ※2	1,060 人

※1 UR賃貸住宅において整備された住宅を含む。

※2 サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅は1戸を1人として算出。

<具体的な取り組み>

高齢者向けの住まいについて、令和12年度までに、高齢者人口（65歳以上）に対し3.5%確保することを目指します。また、定期的に入居状況や介護サービスの提供状況を把握するとともに、未届けの有料老人ホーム等を確認した場合には、千葉県に対し情報提供を行い、質の確保に努めています。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
高齢者人口に対する確保割合(%)	3.1	3.1	3.2
(参考) 高齢者人口(見込み)(人)	42,248	42,422	42,673
(参考) 目標値に対する高齢者向け住まいの確保量(人)	1,310	1,315	1,366

※目標値については、第4次千葉県住生活基本計画において、令和12(2030)年度までに3.5%とすることを目標としていることから、本市においても令和12(2030)年度までに3.5%確保できるよう、段階的に目標値を引き上げる。

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり □ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ 特定施設入居者生活介護の整備状況
- ・ 高齢者向け住まい等の入居状況調査の結果（4月と10月に実施）
- ・ 高齢者向け住まいの確保量にかかる市内入居者の割合

年度	令和6（2024）年度										
前期（中間評価）											
実施内容 ・令和6年8月26日～11月13日を募集期間として特定施設入居者生活介護を提供する介護付き有料老人ホーム（30人以上100人以下）を公募を実施した。 ・令和6年4月に、市内有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の入居状況調査を実施した。 （入居状況調査は、毎年4月と10月の年2回実施している。）											
自己評価結果 【○】 ・令和6年4月時点 <table border="0"> <tr> <td>高齢者人口（65歳以上）</td><td>41,506人</td></tr> <tr> <td>目標値（高齢者人口の3.1%）</td><td>1,287人②</td></tr> <tr> <td>実績値（住まいの確保量）</td><td>931人①</td></tr> <tr> <td>市民の入居者数（R6.4.1時点）</td><td>538人</td></tr> <tr> <td>※①／②＝</td><td>72.3%</td></tr> </table> ・整備運営事業者の公募を実施したものの、事業者からの応募には至らなかった。		高齢者人口（65歳以上）	41,506人	目標値（高齢者人口の3.1%）	1,287人②	実績値（住まいの確保量）	931人①	市民の入居者数（R6.4.1時点）	538人	※①／②＝	72.3%
高齢者人口（65歳以上）	41,506人										
目標値（高齢者人口の3.1%）	1,287人②										
実績値（住まいの確保量）	931人①										
市民の入居者数（R6.4.1時点）	538人										
※①／②＝	72.3%										
課題と対応策 【課題】 ・事業者の選定にあたっては、提案事業者が事業予定者に適しているか適正な判断が必要である。 ・高齢者向け住宅の供給量の確保については、引き続き研究していく必要がある。 【対応策】 ・選考委員会による慎重な審査を行う。 ・入居状況調査を通して、引き続き高齢者向け住まいの利用状況の把握を行う。											
後期（実績評価）											
実施内容 令和6年10月に、市内有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の入居状況調査を実施した。 （入居状況調査は、毎年4月と10月の年2回実施している。）											
自己評価結果 【○】 ・令和6年10月時点 <table border="0"> <tr> <td>高齢者人口（65歳以上）</td><td>41,497人</td></tr> <tr> <td>目標値（高齢者人口の3.1%）</td><td>1,287人②</td></tr> <tr> <td>実績値（住まいの確保量）</td><td>931人①</td></tr> <tr> <td>市民の入居者数（R6.4.1時点）</td><td>520人</td></tr> <tr> <td>※①／②＝</td><td>72.3%</td></tr> </table> ・整備運営事業者の公募を実施したものの、事業者からの応募には至らなかった。		高齢者人口（65歳以上）	41,497人	目標値（高齢者人口の3.1%）	1,287人②	実績値（住まいの確保量）	931人①	市民の入居者数（R6.4.1時点）	520人	※①／②＝	72.3%
高齢者人口（65歳以上）	41,497人										
目標値（高齢者人口の3.1%）	1,287人②										
実績値（住まいの確保量）	931人①										
市民の入居者数（R6.4.1時点）	520人										
※①／②＝	72.3%										
課題と対応策 【課題】 高齢者向けの住まいについては、事業者側からの提案により整備が行われている状況にある。高齢者向け住宅の供給量の確保については、引き続き研究していく必要がある。 【対応策】 入居状況調査を通して、引き続き高齢者向け住まいの利用状況の把握を行う。											

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－3 介護サービスの質の確保
指標	(1) 介護サービス事業者への指導 (①運営指導実施事業所数)
担当部署	介護保険課

＜現状と課題＞

市内に所在する指定事業者に対し、指定有効期間の6年に1回の頻度で運営指導を実施し、運営基準、人員基準、報酬内容等について確認しています。加えて、介護保険法改正の際などに、集団指導を実施しています。指導にあたっては、令和4年度から、オンラインを活用できることとしています。また、必要に応じ、本市所在の千葉県指定事業者や他市所在の本市指定事業者、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者についても、千葉県や他市町村と協力し、指導や監査を実施しています。

介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成したケアプランの点検（P. 61）については、指導するにあたり、より専門的な指導体制が必要となっています。

運営指導・集団指導の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
運営指導実施事業所数	10	10	16
(参考)運営指導の実施率(%)	11.1	11.2	17.6
(参考)運営指導対象事業所数	90	89	91

＜具体的な取り組み＞

本市指定の事業者に対する運営指導を指定の有効期間（6年間）内に1回以上実施します。指導担当職員を定期的に外部研修に参加させることで、専門的な知識の習得を図るとともに、介護サービスに関する事故情報を活用し、介護現場の安全性の確保・リスクマネジメントを推進します。また、集団指導も随時開催していきます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
運営指導実施事業所数	16	16	17
(参考)運営指導の実施率(%)	16.8	16.5	17.2
(参考)運営指導対象事業所数	95	97	99

＜評価方法＞

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

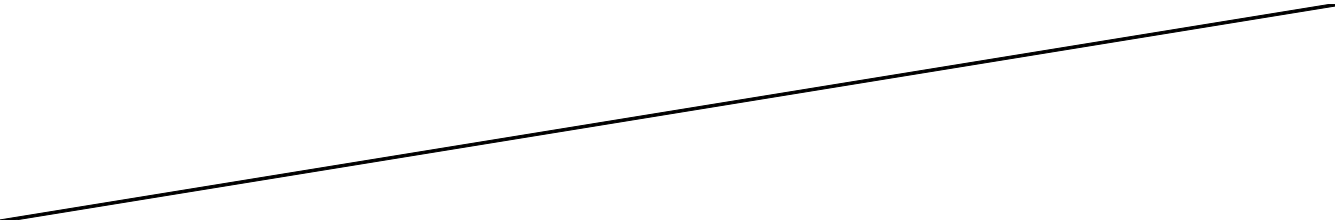
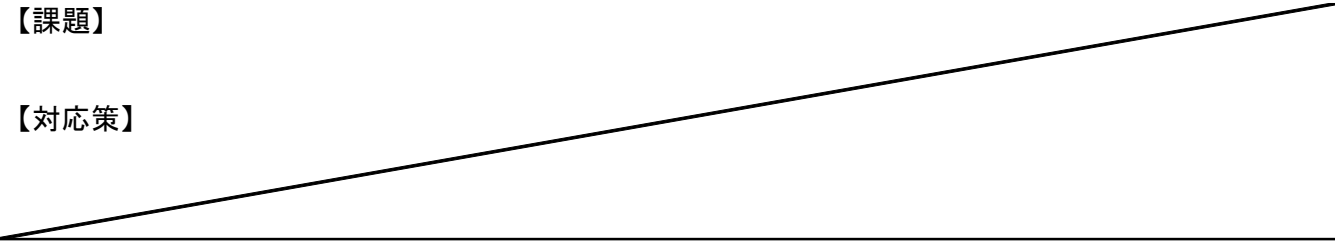
◎評価方法

- ・3月末時点における各年度の実施数、実施率を集計し比較。

自己評価シート

【1-3 (1) 介護サービス事業者への指導 (①運営指導実施事業所数)】

年度	令和6 (2024) 年度
----	---------------

前期 (中間評価)
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果 
課題と対応策 【課題】 【対応策】 

後期 (実績評価)
実施内容 ・令和7年1月14日～2月28日の期間に、地域密着型サービス事業所と居宅介護支援事業所を対象に計28事業所に実施。
自己評価結果 【◎】 ・目標を達成しているものと評価する。 (実績28事業所／目標値16事業所＝175%、実施率：28／94事業所＝29.8%) ・人員基準、設備基準、運営基準、運営指導及び報酬請求指導において運営指導を行った。28事業所のうち11事業所に指摘事項があった。
課題と対応策 【課題】 ・感染症が発症した事業所について、外部の訪問者の受入れが困難になり、運営指導の日程が急遽変更となる可能性がある。 【対応策】 ・指定有効期間である6年に1回の実施を確保するため、余裕をもって日程調整を行う。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－3 介護サービスの質の確保
指標	(1) 介護サービス事業者への指導 (②集団指導実施回数)
担当部署	介護保険課

＜現状と課題＞

市内に所在する指定事業者に対し、指定有効期間の6年に1回の頻度で運営指導を実施し、運営基準、人員基準、報酬内容等について確認しています。加えて、介護保険法改正の際などに、集団指導を実施しています。指導にあたっては、令和4年度から、オンラインを活用できることとしています。また、必要に応じ、本市所在の千葉県指定事業者や他市所在の本市指定事業者、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者についても、千葉県や他市町村と協力し、指導や監査を実施しています。

介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成したケアプランの点検（P.61）については、指導するにあたり、より専門的な指導体制が必要となっています。

運営指導・集団指導の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
集団指導実施回数(回)	0	4	0

＜具体的な取り組み＞

本市指定の事業者に対する運営指導を指定の有効期間（6年間）内に1回以上実施します。指導担当職員を定期的に外部研修に参加させることで、専門的な知識の習得を図るとともに、介護サービスに関する事故情報を活用し、介護現場の安全性の確保・リスクマネジメントを推進します。また、集団指導も随時開催していきます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
集団指導実施回数(回)	1	1	1

＜評価方法＞

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・各年度の集団指導実施回数を集計し比較。

自己評価シート

【１－３（１）介護サービス事業者への指導（②集団指導実施回数）】

年度	令和６（２０２４）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 令和６年度は、居宅介護支援事業所向け集団指導を５月に１回、地域密着型事業所向け集団指導を８月に１回実施している。
自己評価結果 【◎】 目標である年１回の実施を行い、参加率も居宅介護支援事業所集団指導は４１事業所中４０事業所（９７％）、地域密着型事業所集団指導は５３事業所中５１事業所（９６％）と高い参加率を保つことができた。
課題と対応策 【課題】 介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項の、より効果的な周知に努めていく必要がある。 【対応策】 報酬基準等の内容に加えて、地域の実情に沿った内容にできるよう、情報収集を行う。

後期（実績評価）
実施内容 ・指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所を対象とした集団指導を令和６年５月７日に実施し、令和６年度の法改正、報酬改定の内容等について周知を図った。 ・地域密着型事業所を対象とした集団指導は、各事業所が参加しやすくするため、同内容の集団指導を令和６年８月２６日、２７日、２８日の３回に分けて実施した。内容は介護保険法改正に伴う基準等とした。
自己評価結果 【◎】 ・計画どおりに実施できたものと評価する。（実績１回／目標値１回） ・参加事業所数は、居宅介護支援事業所集団指導が４１事業所中４０事業所（９７％）、地域密着型事業所集団指導が５３事業所中５１事業所（９６％）と高い参加率を保つことができた。
課題と対応策 【課題】 ・介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項の、より効果的な周知に努めるため、職員の専門的な知識、指導体制が必要である。 【対応策】 ・報酬基準等の内容に加えて、地域の実情に沿った内容にできるよう情報収集を行うほか、職員の質の向上を図るため、研修に参加する。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－3 介護サービスの質の確保
指標	(2) 介護サービス相談員の派遣 (①介護サービス相談員の派遣)
担当部署	介護保険課

<現状>

介護サービスを提供する事業所に対し、市の委嘱する「介護サービス相談員」を派遣しています。介護サービス相談員は、介護サービス事業所と市との橋渡し役となって、利用者等の疑問や不満、不安等の相談を受けるとともに、介護サービス相談員が気づいた点をサービス提供事業者に伝えることにより、サービスの質の向上を図っています。

また、介護サービス事業所、介護サービス相談員及び保険者の三者の意見交換を重ねて、サービスの質の改善につなげています。介護サービス相談員は、コロナ禍に伴い令和2年2月から派遣を中止していましたが、令和5年度から再開し、2人を1組として、1事業所につき2か月から3か月に1回訪問しています。

なお、介護サービス相談員の受入れについては事業所の任意となっているため、すべての対象事業所への派遣はできていません。

介護サービス相談員の派遣状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
介護サービス相談員の派遣(人)	0	0	0
受入れ事業所数	0	0	0
介護サービス相談員の 訪問回数(延べ)(回)	0	0	0

<具体的な取り組み>

対象事業所すべてに介護サービス相談員を派遣できるよう、介護サービス事業所および利用者に周知を図っていきます。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護サービス相談員の派遣(人)	14	14	14

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・介護サービス相談員の派遣人数

自己評価シート

【1-3 (2) 介護サービス相談員の派遣 (①介護サービス相談員の派遣)】

年度	令和6 (2024) 年度
----	---------------

前期 (中間評価)
実施内容 ・ 令和2年2月から長期間にわたり、派遣を中止している状態にあったが、令和5年度から介護サービス相談員の派遣を再開した。 ・ 介護サービス相談員の派遣実績は13人。 ・ 2人1組で、月1回程度の頻度で事業所を訪問している。
自己評価結果 【◎】 ・ 目標を概ね達成しているものと評価する。 (実績13人／目標値14人＝達成率93%)
課題と対応策 【課題】 介護サービス相談員の人材確保。 【対応策】 関係各課と連携し、引き続き適切な人材の確保を図る。

後期 (実績評価)
実施内容 ・ 令和2年2月から長期間にわたり、派遣を中止している状態にあったが、令和5年度から介護サービス相談員の派遣を再開した。 ・ 2人1組で、月1回程度の頻度で事業所を訪問している。 ・ 介護サービス相談員の派遣実績は14人。令和6年9月に1名を新規に委嘱した。 ・ 新規の相談員6名、現任の相談員2名が職能団体主催の研修に参加した。
自己評価結果 【◎】 ・ 目標を達成しているものと評価する。 (実績14人／目標値14人＝達成率100%)
課題と対応策 【課題】 ・ 介護サービス相談員の人材確保。 【対応策】 ・ 関係各課と連携し、引き続き適切な人材の確保を図る。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－3 介護サービスの質の確保
指標	(2) 介護サービス相談員の派遣 (②受入れ事業所数)
担当部署	介護保険課

<現状>

介護サービスを提供する事業所に対し、市の委嘱する「介護サービス相談員」を派遣しています。介護サービス相談員は、介護サービス事業所と市との橋渡し役となって、利用者等の疑問や不満、不安等の相談を受けるとともに、介護サービス相談員が気づいた点をサービス提供事業者に伝えることにより、サービスの質の向上を図っています。

また、介護サービス事業所、介護サービス相談員及び保険者の三者の意見交換を重ねて、サービスの質の改善につなげています。介護サービス相談員は、コロナ禍に伴い令和2年2月から派遣を中止していましたが、令和5年度から再開し、2人を1組として、1事業所につき2か月から3か月に1回訪問しています。

なお、介護サービス相談員の受入れについては事業所の任意となっているため、すべての対象事業所への派遣はできていません。

介護サービス相談員の派遣状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
介護サービス相談員の派遣(人)	0	0	0
受入れ事業所数	0	0	0
介護サービス相談員の 訪問回数(延べ)(回)	0	0	0

<具体的な取り組み>

対象事業所すべてに介護サービス相談員を派遣できるよう、介護サービス事業所および利用者に周知を図っていきます。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
受入れ事業所数	80	83	85

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 介護サービス相談員の受入れ事業所数

自己評価シート

【１－３（２）介護サービス相談員の派遣（②受入れ事業所数）】

年度	令和６（２０２４）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・令和２年２月から長期間にわたり、派遣を中止している状態にあったが、令和５年度から介護サービス相談員の派遣を再開した。 ・市内受入れ事業所数は７７箇所である。
自己評価結果 【◎】 ・実績７７箇所／目標値８０箇所＝達成率９６％ ・派遣中止以前（令和元年度、７８箇所）の水準に戻りつつある。
課題と対応策 【課題】 受入れ事業所数の確保。 【対応策】 受入れ可否の状況について引き続き情報収集を行うほか、派遣対象となる事業所に相談員活動についての周知を行う。

後期（実績評価）
実施内容 ・令和２年２月から長期間にわたり、派遣を中止している状態にあったが、令和５年度から介護サービス相談員の派遣を再開した。 ・市内受入れ事業所数は７７箇所である。
自己評価結果 【◎】 ・目標を概ね達成しているものと評価する。 （実績７７箇所／目標値８０箇所＝達成率９６％） ・派遣中止以前（令和２年度、８０箇所）に比べ、受け入れ事業所数は３箇所減少しているが、再開当初に比べ増加しており派遣中止以前の水準に戻りつつある。
課題と対応策 【課題】 ・受入れ事業所数の確保。受入れ不可とされた事業所についても再開を検討する必要がある。 【対応策】 ・受入れ可否の状況について、引き続き情報収集を行うほか、派遣対象となる事業所に相談員活動についての周知を行う。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－3 介護サービスの質の確保
指標	(2) 介護サービス相談員の派遣 (③介護サービス相談員の訪問回数)
担当部署	介護保険課

<現状>

介護サービスを提供する事業所に対し、市の委嘱する「介護サービス相談員」を派遣しています。介護サービス相談員は、介護サービス事業所と市との橋渡し役となって、利用者等の疑問や不満、不安等の相談を受けるとともに、介護サービス相談員が気づいた点をサービス提供事業者に伝えることにより、サービスの質の向上を図っています。

また、介護サービス事業所、介護サービス相談員及び保険者の三者の意見交換を重ねて、サービスの質の改善につなげています。介護サービス相談員は、コロナ禍に伴い令和2年2月から派遣を中止していましたが、令和5年度から再開し、2人を1組として、1事業所につき2か月から3か月に1回訪問しています。

なお、介護サービス相談員の受入れについては事業所の任意となっているため、すべての対象事業所への派遣はできていません。

介護サービス相談員の派遣状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
介護サービス相談員の派遣(人)	0	0	0
受入れ事業所数	0	0	0
介護サービス相談員の 訪問回数(延べ)(回)	0	0	0

<具体的な取り組み>

対象事業所すべてに介護サービス相談員を派遣できるよう、介護サービス事業所および利用者に周知を図っていきます。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護サービス相談員の 訪問回数(延べ)(回)	672	672	672

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 介護サービス相談員の訪問回数

自己評価シート

【１－３（２）介護サービス相談員の派遣（③介護サービス相談員の訪問回数）】

年度	令和6（2024）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・令和2年2月から長期間にわたり、派遣を中止している状態にあったが、令和5年度から介護サービス相談員の派遣を再開した。 ・介護サービス相談員の訪問回数（延べ）：412回（令和6年10月末時点報告済回数）
自己評価結果 【◎】 ・目標を概ね達成しているものと評価する。 （月あたりの訪問回数は59回（412回／7か月）であり、目標値の56回（672回／12か月）に対して、達成率は105％）
課題と対応策 【課題】 受入れ事業所数の確保。 【対応策】 受入れ可否の状況について引き続き情報収集を行うほか、派遣対象となる事業所に相談員活動についての周知を行う。

後期（実績評価）
実施内容 ・令和2年2月から長期間にわたり、派遣を中止している状態にあったが、令和5年度から介護サービス相談員の派遣を再開した。 ・介護サービス相談員の訪問回数（延べ）：707回（令和7年3月末時点報告済回数）
自己評価結果 【◎】 ・目標を達成しているものと評価する。 （訪問回数707回／目標値672回＝達成率105％）
課題と対応策 【課題】 ・訪問回数の維持と受入れ事業所数の確保。 【対応策】 受入れ可否の状況について引き続き情報収集を行うほか、派遣対象となる事業所に相談員活動についての周知を行う。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	(1) 介護認定の適正化 (①認定審査会委員現任者研修)
担当部署	介護保険課

<現状>

介護保険の認定申請者の増加に伴い、認定調査件数および認定審査件数が増加しています。
 このような状況の中でも、適切かつ公平な要介護認定を確保するため、国の要介護認定適正化事業の業務分析データを活用して分析を行うとともに、分析結果を認定調査員・認定審査会委員に対する研修等において共有しました。

介護保険認定申請の受付状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
受付件数(件)	4,504	7,133	8,387

研修参加者数(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
認定審査会委員現任者研修 (人)	19	19	17

<具体的な取り組み>

引き続き、国の要介護認定適正化事業の業務分析データを活用して分析を行うとともに、分析結果を認定調査員・認定審査会委員に対する研修等において共有し、介護認定の平準化を図ります。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
認定審査会委員現任者研修 (人)	25	27	30

<評価方法>

◎時点

- ☐ 中間評価あり
☒ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・認定審査会委員の研修参加者人数を評価

自己評価シート

【1-4 (1) 介護認定の適正化 (①認定審査会委員現任者研修)】

年度	令和6 (2024) 年度
前期 (中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策 【課題】 【対応策】	
後期 (実績評価)	
実施内容 ・ 令和7年2月に行われた千葉県介護認定審査会委員現任研修に委員50名中33名が参加した。(YouTubeにオンデマンド配信された動画を視聴し、アンケートを提出。) ・ 参加しなかった17名のうち9名については、令和6年度末で退任が決まっていたため、参加しなかったものと思われる。 ・ 国の要介護認定適正化事業の業務分析データのうち、令和5年度上半期申請分の重度変更、軽度変更及び重度変更 (前回二次判定から今回一次判定が軽度化したケースの重度変更) のデータを、令和7年4月2日開催の介護認定審査会総会において委員へ情報提供し、介護認定の平準化を図る予定。	
自己評価結果 【◎】 ・ R6年度目標の25人を上回る委員が参加し、適切かつ公平な要介護認定の審査・判定体制の確保につながった。 ・ 委員への研修受講の依頼時に、研修の内容や位置付けを併記したことで、目標を超える人数の参加があった。	
課題と対応策 【課題】 ・ 委員の継続的な研修参加及び審査会事務局としての職員の運営能力向上。 ・ 国の要介護認定適正化事業の業務分析データの分析結果を研修だけでは共有できない。 【対応策】 ・ 委員に積極的な研修参加を呼び掛けるとともに、職員も研修を受講し内容を把握する。 ・ 国の要介護認定適正化事業の業務分析データの分析結果を、メールやタブレットへの配信により委員へ情報提供し、共有する機会を設ける。	

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	(1) 介護認定の適正化 (2) 認定調査員現任者研修
担当部署	介護保険課

<現状>

介護保険の認定申請者の増加に伴い、認定調査件数および認定審査件数が増加しています。
 このような状況の中でも、適切かつ公平な要介護認定を確保するため、国の要介護認定適正化事業の業務分析データを活用して分析を行うとともに、分析結果を認定調査員・認定審査会委員に対する研修等において共有しました。

介護保険認定申請の受付状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
受付件数(件)	4,504	7,133	8,387

研修参加者数(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
認定調査員現任者研修(人)	27	14	14

<具体的な取り組み>

引き続き、国の要介護認定適正化事業の業務分析データを活用して分析を行うとともに、分析結果を認定調査員・認定審査会委員に対する研修等において共有し、介護認定の平準化を図ります。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
認定調査員現任者研修(人)	20	25	30

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり
☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・認定調査員の研修参加者人数を評価

自己評価シート

【1-4 (1) 介護認定の適正化 (②認定調査員現任者研修)】

年度	令和6 (2024) 年度
----	---------------

前期 (中間評価)
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果
課題と対応策 【課題】 【対応策】

後期 (実績評価)
実施内容 ・令和7年2月に行われた千葉県認定調査員現任研修に、市内事業所の介護支援専門員10名が参加した。(介護保険課の認定調査員18名と事務職員6名の計26名も受講したが、集計対象外。) ・また、集計対象ではないが、令和7年3月に行われた千葉県認定調査員新規研修に新たに認定調査に従事する市内事業所の介護支援専門員4名が参加した。
自己評価結果 【△】 ・令和6年度目標の20人を達成することはできなかったが、一定の認定調査の質の確保につながった。 ・介護支援専門員が所属するすべての市内事業所64か所に研修の周知をしたが、参加者は10名にとどまったため、周知方法等の再検討が必要と思われる。 ・令和6年度は、令和5年度より調査件数が減少し、市内の認定調査は市内事業所に委託せず、介護保険課の認定調査員が行ったため、市内事業者の参加意欲の減退につながった可能性がある。
課題と対応策 【課題】 ・市内事業所からの研修参加人数の増加。 ・審査会事務局としての職員の認定調査票確認スキルの向上。 【対応策】 ・研修の周知を複数回行う等市内事業所へ積極的な研修参加を呼び掛ける。 ・職員も研修を受講し認定調査票確認スキルを向上させる。また、認定調査票の質が向上するよう認定調査員へ必要な指導、助言を行う。 ・今後調査件数が増えた場合に、市内事業者への業務委託の再開を検討する。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	(2) ケアプランの点検 (①運営指導実施事業所数)
担当部署	介護保険課

<現状>

居宅介護支援事業所などに対し定期的に実地指導を行い、ケアプランの点検を行っています。
 介護給付費の実績から介護給付適正化を推進するため、審査支払業務を委託している国保連合会より介護給付費点検情報（医療情報と介護給付費の明細書の突合など）及びケアプラン分析の情報などの提供を受け、個別に点検を行っています。
 また、訪問回数（生活援助）の多い訪問介護への対策として、提出されたケアプランについて、必要に応じて地域ケア会議などで事例検討を行うことになっています。

運営指導実施状況及びケアプラン点検件数（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
運営指導実施事業所数 (居宅介護支援事業所)	10	8	※ 2

※令和4年度の運営指導については、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、これまで実施を控えてきた地域密着型サービス事業所への指導を優先したことから、居宅介護支援事業所への実施は2事業所にとどまりました。

<具体的な取り組み>

引き続き、居宅介護支援事業所等に対する運営指導において、ケアプランの点検及び事例検討を行っています。
 また、集団指導の中で、主任介護支援専門員などによるケアプラン作成能力の向上を目的とした研修会などを実施し、サービスの質の向上と給付の適正化を図っていきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
運営指導実施事業所数 (居宅介護支援事業所)	7	7	7

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

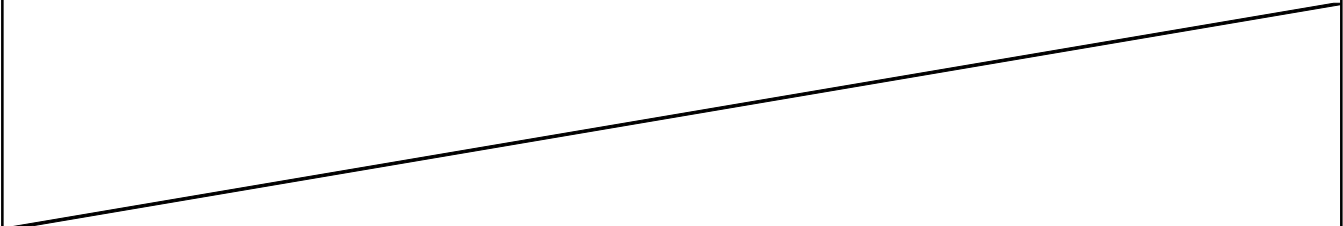
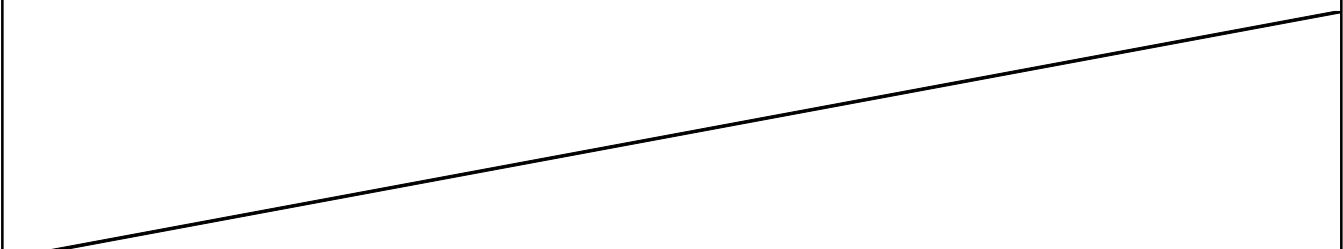
☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・居宅介護支援事業所の運営指導実施事業所数

自己評価シート

【1-4 (2) ケアプランの点検 (①運営指導実施事業所数)】

年度	令和6 (2024) 年度
前期 (中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果 	
課題と対応策 	
後期 (実績評価)	
実施内容 居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所 12 事業所に対して運営指導を実施した。	
自己評価結果 【◎】 ・ 目標値以上に実施できたと評価する。 (実績 12 事業所 / 目標 7 事業所 = 171%)	
課題と対応策 【課題】 ・ 介護支援専門員のケアプラン作成能力の向上をする必要がある。 【対応策】 ・ ケアプラン作成能力の向上を目的とした研修等の開催。	

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	(2) ケアプランの点検 (②ケアプラン点検件数)
担当部署	介護保険課

<現状>

居宅介護支援事業所などに対し定期的に実地指導を行い、ケアプランの点検を行っています。
介護給付費の実績から介護給付適正化を推進するため、審査支払業務を委託している国保連合会より介護給付費点検情報（医療情報と介護給付費の明細書の突合等）及びケアプラン分析の情報などの提供を受け、個別に点検を行っています。

また、訪問回数（生活援助）の多い訪問介護への対策として、提出されたケアプランについて、必要に応じて地域ケア会議などで事例検討を行うことになっています。

運営指導実施状況及びケアプラン点検件数（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
ケアプラン点検件数(件)	322	257	217

<具体的な取り組み>

引き続き、居宅介護支援事業所などに対する実地指導において、ケアプランの点検及び事例検討を行っています。

また、集団指導の中で、主任介護支援専門員などによるケアプラン作成能力の向上を目的とした研修会などを実施し、サービスの質の向上と給付の適正化を図っていきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
ケアプラン点検件数(件)	200	200	200

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・ケアプラン点検件数

自己評価シート

【1-4 (2) ケアプランの点検 (②ケアプラン点検件数)】

年度	令和6 (2024) 年度
----	---------------

前期 (中間評価)
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果
課題と対応策

後期 (実績評価)
実施内容 ・ 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで行ったケアプラン点検件数 237件 ・ 軽度者に対する福祉用具貸与の必要性を決定する際に提出されるケアプランを点検する他、居宅介護支援事業所に対する運営指導 (実地指導) の際に点検を実施した。
自己評価結果 【◎】 ・ 目標値以上に実施できたと評価する。 (実績237件/目標200件=118%)
課題と対応策 【課題】 ・ 利用者一人一人に必要な計画が立てられており、必要な手順を行っているか確認が必要。 【対応策】 ・ 千葉県における介護支援専門員向けの研修会を周知し、能力の向上を図る。

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	(2) ケアプランの点検 (3) 集団指導実施回数
担当部署	介護保険課

<現状>

居宅介護支援事業所などに対し定期的に実地指導を行い、ケアプランの点検を行っています。
 介護給付費の実績から介護給付適正化を推進するため、審査支払業務を委託している国保連合会より介護給付費点検情報（医療情報と介護給付費の明細書の突合など）およびケアプラン分析の情報などの提供を受け、個別に点検を行っています。
 また、訪問回数（生活援助）の多い訪問介護への対策として、提出されたケアプランについて、必要に応じて地域ケア会議などで事例検討を行うことになっています。

運営指導実施状況及びケアプラン点検件数（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
集団指導実施回数(回)	1	0	0

<具体的な取り組み>

引き続き、居宅介護支援事業所などに対する運営指導において、ケアプランの点検及び事例検討を行っています。
 また、集団指導の中で、主任介護支援専門員などによるケアプラン作成能力の向上を目的とした研修会などを実施し、サービスの質の向上と給付の適正化を図っていきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
集団指導実施回数(回)	1	1	1

<評価方法>

◎時点

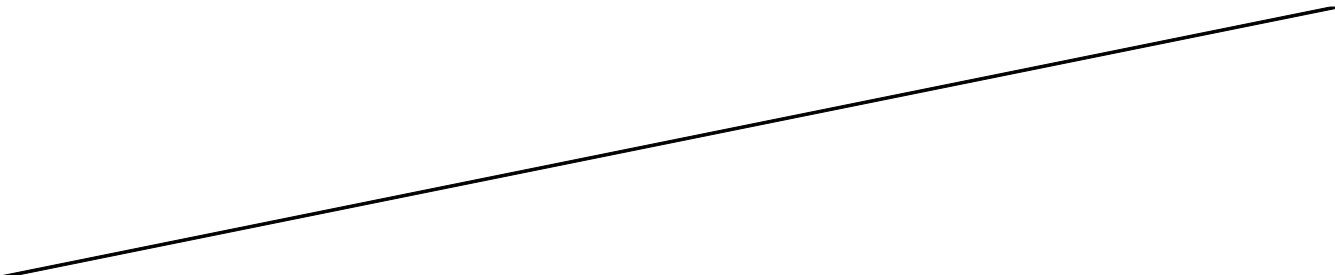
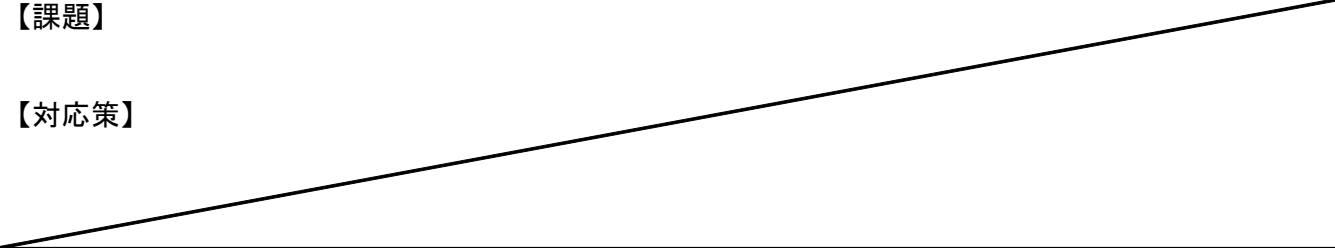
☐ 中間評価あり
☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 集団指導実施回数

自己評価シート

【1-4 (2) ケアプランの点検 (③集団指導実施回数)】

年度	令和6 (2024) 年度
前期 (中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果 	
課題と対応策 【課題】 【対応策】 	
後期 (実績評価)	
実施内容 ・指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所を対象とした集団指導を令和6年5月7日に実施し、令和6年度の法改正、報酬改定の内容等について周知を図った。	
自己評価結果 【◎】 ・計画どおりに実施でき、目標を達成したものと評価する。 (実績1回/目標1回=100%)	
課題と対応策 【課題】 ・専門的な知識、指導体制が必要。 【対応策】 ・職員の質の向上を図るため、研修へ参加する。	

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	(4) 縦覧点検・医療情報との突合 (①縦覧点検実施率)
担当部署	介護保険課

<現状>

国保連合会の介護給付適正化システムより提供される介護給付費点検情報を活用し、提供されたサービスの整合性や算定回数・算定日、入院情報などを突合し、請求内容の誤りの早期発見、医療と介護の重複請求の確認などを行い、誤った請求を訂正するための過誤申請につなげています。

縦覧点検等の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
縦覧点検実施率(%)	100	100	100

<具体的な取り組み>

引き続き、介護給付費点検情報を活用し、提供された情報を突合し、請求誤り等を早期に発見すること等によって、介護サービス事業者に対し適切にサービスを提供することを促すとともに、費用の効率化に努めていきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
縦覧点検実施率(%)	100	100	100

<評価方法>

◎時点

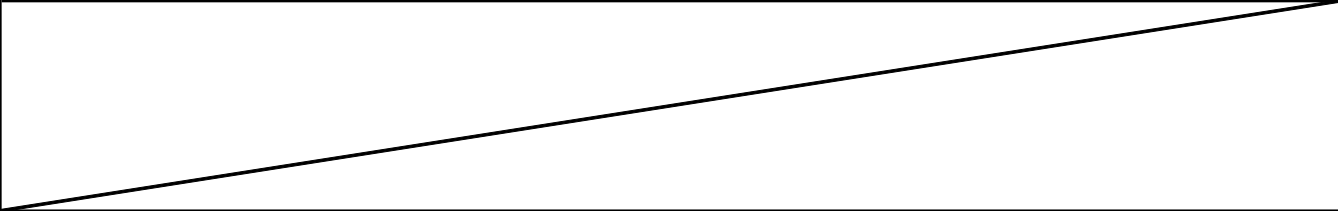
☐ 中間評価あり
☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 縦覧点検実施率

自己評価シート

【1-4 (4) 縦覧点検・医療情報との突合 (①縦覧点検実施率)】

年度	令和6 (2024) 年度
前期 (中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
	
課題と対応策	
【課題】 【対応策】	
後期 (実績評価)	
実施内容 千葉県国民健康保険団体連合会から提供される次の帳票を活用し、縦覧点検を実施した。 ①居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表 ②重複請求縦覧チェック一覧表 ③算定期間回数制限チェック一覧表 ④単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表 ⑤要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表 ⑥入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表 ⑦居宅介護支援再請求等状況一覧表 ⑧月途中要介護状態変更受給者一覧表 ⑨軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表	
自己評価結果 【◎】 ・ 令和6年度に提供された計106帳票すべてを点検したことから、実施率は前年度に引き続き100%となった。 ・ 計106帳票 (計6,204件) の点検の結果、過誤件数は44件 (効果額274,545円) となった。	
課題と対応策 【課題】 ・ 介護支援専門員の給付管理およびサービス事業所の請求が正しく行われるよう、意識を高めることが必要である。 【対応策】 ・ 毎月の帳票確認で介護支援専門員との情報共有を行い、過誤事象について介護報酬の解釈を個々に説明していく。	

基本目標	1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本施策	1－4 介護給付の適正化
指標	(4) 縦覧点検・医療情報との突合 (②医療費突合実施率)
担当部署	介護保険課

<現状>

国保連合会の介護給付適正化システムより提供される介護給付費点検情報を活用し、提供されたサービスの整合性や算定回数・算定日、入院情報などを突合し、請求内容の誤りの早期発見、医療と介護の重複請求の確認などを行い、誤った請求を訂正するための過誤申請につなげています。

縦覧点検等の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
医療費突合実施率(%)	100	100	100

<具体的な取り組み>

引き続き、介護給付費点検情報を活用し、提供された情報を突合し、請求誤り等を早期に発見すること等によって、介護サービス事業者に対し適切にサービスを提供することを促すとともに、費用の効率化に努めていきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
医療費突合実施率(%)	100	100	100

<評価方法>

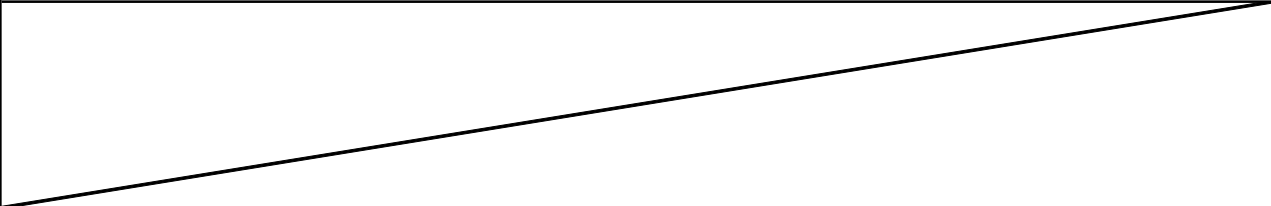
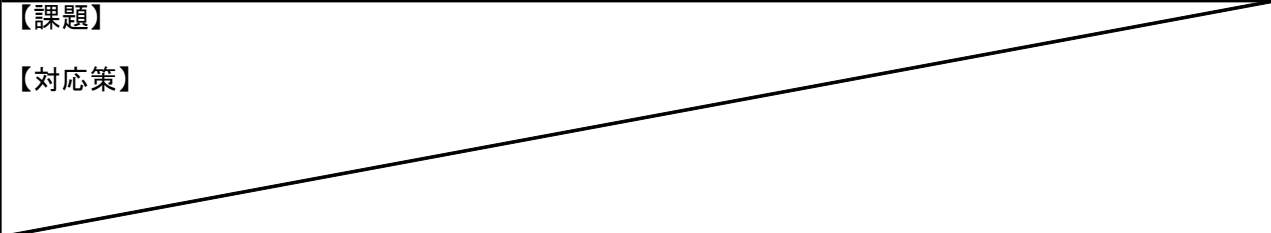
◎時点

☐ 中間評価あり
☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・医療費突合実施率

年度	令和6 (2024) 年度
----	---------------

前期 (中間評価)
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果

課題と対応策
【課題】 【対応策】 

後期 (実績評価)
実施内容 千葉県国民健康保険団体連合会から提供される次の帳票を活用し、医療費突合点検を実施した。 ①医療給付情報突合リスト (国民健康保険分) ②医療給付情報突合リスト (後期高齢者医療分)
自己評価結果 【◎】 ・令和6年度に提供された帳票における計182件すべてを点検したことから、実施率は前年度に引き続き100%となった。 ・計182件の点検の結果、過誤件数は6件 (効果額38,320円) となった。
課題と対応策 【課題】 ・介護支援専門員の給付管理およびサービス事業所の請求が正しく行われるよう、意識を高めることが必要である。 【対応策】 ・毎月の帳票確認で介護支援専門員との情報共有を行い、過誤事象について介護報酬の解釈を個々に説明していく。

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2-1 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）
指標	（1）多様なサービスの担い手の創出（多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座受講終了者と事業者等をつなぐ機会）
担当部署	高齢者支援課

＜現状と課題＞

第8期計画においても、従前相当サービスや通所型短期集中予防サービスに加え、人員基準等を緩和したサービスや、住民主体によるサービスの提供の取り組みを継続して実施しました。また、それら多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座を実施し、実習等を通じて受講者と事業所とのマッチング等を行いました。しかし、多様な主体によるサービスの提供実績が少なく、緩和した基準によるサービスや住民主体によるサービスについて、充実させていく必要があります。

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座受講者と事業所とのマッチング(回)	0	2	2

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

＜具体的な取り組み＞

引き続き、地域の高齢者の「通いの場」（P. 130）や自主活動としてサービス活動を提供する住民団体、緩和した基準によるサービスを提供する事業所の創出に努めます。また、担い手を養成する講座の受講者と事業所等について、実習の機会等を活用してつなぐことにより、生活支援の担い手等を確保し、十分な量・質のサービスを提供することを目指します。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座受講者と住民団体や事業所等をつなぐ機会(回)	2	2	2

＜評価方法＞

◎時点

■ 中間評価あり
□ 実績評価のみ

◎評価方法

・市認定ヘルパー養成講座修了者と事業者とのマッチング回数

自己評価シート

【2-2（1）多様なサービスの担い手の創出

（多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座受講終了者と事業者等をつなぐ機会）】

年度	令和6（2024）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・令和6年度第1回シニアサポーター養成講座を実施。 ・就職することを望んでいない修了者に就業を促すことは難しいが、ボランティアとして在宅高齢者の生活援助や介護予防に携わっていただくべく、在宅高齢者の生活援助に関わっている修了者の話を聞いたり、高齢者相談センター職員との顔合わせや同相談センターが実施している介護予防の取り組みに支援者としてかかる提案をすることで、修了者の意欲を引き出しながら、各圏域で担い手として活躍していただけるよう支援した。また、実習は修了者の個人宅での生活援助の定期活動に同行やデイサービス等の通所介護施設での活動とするなど、受講生に修了後の活動をイメージしやすさに配慮した実習を行った。	
自己評価結果 【△】 ・実習は修了者の個人宅での生活援助の定期活動に同行やデイサービス等の通所介護施設での活動とするなど、受講生に修了後の活動をイメージしやすさに配慮した実習を行ったため、緩和した基準によるサービスを提供する事業所への就業についても説明する機会を設け働きかけを行なったが就業には至らなかった。	
課題と対応策 【課題】 受講生の減少 【対応策】 今年度前期は、対象者を谷津エリアに絞った。年齢層も未就学児、小学生を育てる親世代をターゲットに含めて広報配布先を変更した。	
後期（実績評価）	
実施内容 ・令和6年度第2回シニアサポーター養成講座の開催を予定していたが申し込みがなく開催を中止した。 ・シニアサポーター修了者を集め「交流会」を実施した。交流会では、市認定ヘルパー養成講座の講師による『利用者との接し方について』改めて学ぶ機会を設け、圏域ごとに、修了者と高齢者相談センターの職員がグループで話をする形をとったため、参加者の近況や地域の高齢者の現状などを知ることができ、様々な情報交換をするだけでなく、改めて個人宅での生活援助活動や、就業についても修了者に働きかけを行った。	
自己評価結果 【△】 ・「交流会」では、改めて個人宅での生活援助活動や、就業についても修了者に働きかけを行ったが、ボランティアとして個人宅での生活援助活動に関わることに関心を示したが、就業には至らなかった。	
課題と対応策 【課題】 ・高齢の修了者は就業を希望していない。 ・若い修了者はゆくゆくは就業を希望しているがすぐに就業をしたいと思っていない。 【対応策】 「交流会」を通じて、高齢者の在宅生活でのお困りごとや、様々な情報交換を通じて、高齢者の生活援助にボランティアとしてではなく、就業についても地道に話して行く必要がある。	

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2－3 医療と介護の連携体制の構築
指標	(5) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援（高齢者等実態調査で、高齢者相談センターが果たしている役割を「多職種連携マネジメント」と回答した事業者の割合）
担当部署	高齢者支援課

＜現状＞

在宅医療・介護連携の推進にあたっては、地域の医療・介護関係者からの相談にも対応することが求められており、それが結果として、本人やその家族が在宅で安心して住み慣れた地域で暮らしていくことにつながります。このような相談は、医療・介護連携の総合相談窓口として、高齢者相談センターが応じています。

また、市内の総合病院では、医療ソーシャルワーカーが退院後の在宅生活に向けた相談や支援を行っています。

医療関係者と介護関係者の連携調整や地域資源の紹介がよりスムーズに行えるように、専門職向けの相談先ガイドを配布しています。

＜具体的な取り組み＞

医療関係者と介護関係者に分かりやすいように相談先ガイドの情報を更新していき、重点項目Ⅱの実現を目指します。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
高齢者等実態調査で、 高齢者相談センターが果たしている役割を 「多職種連携マネジメント」と回答した 事業者の割合(%)	—	25.0	—

＜評価方法＞

◎時点

☐ 中間評価あり
☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・高齢者等実態調査で、高齢者相談センターが果たしている役割を「多職種連携マネジメント」と回答した事業者の割合

自己評価シート

【2-3(5)在宅医療・介護関係者に関する相談支援（高齢者等実施調査で、
高齢者相談センターが果たしている役割を「多職種連携マネジメント」と回答した事業者の割合）】

年度	令和6（2024）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果
課題と対応策 【課題】 【対応策】

後期（実績評価）
実施内容 ・高齢者相談センターにおいて、在宅医療・介護に関する相談を受け付けた対応件数は年間1,919件であった。そのうち、医療関係者への対応は年間815件、介護関係者への対応は年間787件である。
自己評価結果 【◎】 ・年間通じて高齢者相談センターが在宅医療・介護連携の相談窓口として活用されている。 ・相談対応の件数全体としては大幅な増加は見られないが、介護事業者の「入所・入院」に関する件数が増加傾向にあり、介護事業所への相談支援が増えている。 ・医療関係者と介護事業者の相談件数に大きな差異はなく、医療面、介護面ともに対応している。
【課題】 ・様々な相談への対応が求められる中で、医療面と介護面の両面からの支援が行えるよう情報連携していく必要がある。 【対応策】 ・在宅で医療や介護を受ける準備を進めるためには、医療系専門職と介護系専門職がもつ情報が集約されると望ましい。経験の有無で生じる結果のばらつきを少なくしていくため、相談対応ガイドの充実を図る他、専門職同士の関係性を保つ機会の提供を続けていく。

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2-4 認知症施策の推進
指標	(3) 認知症地域支援の推進 (②認知症初期集中支援チームによる取り組み_支援対応を終了した人のうち、医療・介護サービスにつながった件数の割合)
担当部署	高齢者支援課

＜現状と課題＞

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、認知症の人やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」（以下、支援チーム）を設置し、認知症の早期診断や早期対応に向けた支援体制を構築しました。

現在、支援チームは、市内の西部、東部の2チームで稼働しており、医療サービスや介護サービスを利用できていないといった認知症の人及び認知症を疑われる人に対して、訪問支援を行っています。また、受診の動機付けや継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の勧奨・誘導、認知症の重症度に応じた助言のほか、身体を整えるケアや生活環境等への助言等も行っています。

さらに、支援の充実を図るため、介護保険運営協議会において、支援チームの活動状況について報告・協議しています。

今後は、高齢化率の上昇に伴い、認知症の人の増加が見込まれており、困難事例等に対して早期支援・早期対応できる体制整備等のさらなる充実が必要です。

認知症初期集中支援チームによる支援対応状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
支援対応件数(件)	4	5	4
前年度からの継続件数(件)	2	1	1
年度内に支援対応を終了した件数(件)	3	4	2
支援対応を終了した人のうち、 医療・介護サービスにつながった 件数・割合(件・%)	2(66.7)	2(50.0)	2(100.0)

＜具体的な取り組み＞

支援チームについて、広報習志野やホームページ等で、市民への周知に努めます。

支援チームは、認知症の人やその家族から相談を受けた高齢者相談センターからの連絡で支援を開始するため、支援チーム員と高齢者相談センターとの情報共有が重要です。このことから役割分担の明確化を図り、円滑な支援を目指します。

また、介護保険運営協議会において、支援チームの活動状況について報告・協議し、適正な体制の整備に努めます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
支援対応を終了した人のうち、医療・介護サービスにつながった件数の割合(%)	65.0以上	65.0以上	65.0以上

＜評価方法＞

◎時点

□ 中間評価あり

■ 実績評価のみ

◎評価方法

・認知症初期集中チームの支援対応を終了した人のうち、医療・介護サービスにつながった件数の割合

自己評価シート

【2-4（3）認知症地域支援の推進

（②認知症初期集中支援チームによる取り組み

支援対応を終了した人のうち、医療・介護サービスにつながった件数の割合）

年度	令和6（2024）年度
前期（中間評価）	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策	
後期（実績評価）	
実施内容 ・令和6年度の新規ケースは3件あり、3件とも年度内に支援を終了した。 ・終了したケース3件のうち1件は介入中に症状が落ち着いたため支援終了した。他2件は医療または介護サービスへ繋がり支援を終了した。	
自己評価結果 【◎】 ・チームの介入により症状改善、介護サービス導入につながった。 ・終了者3件中、2件は医療または介護サービスへと繋がった。（66.7%）	
課題と対応策 【課題】 支援対応件数が少ない。 【対応策】 支援チームの円滑な稼働に向けて、チームが対応すべき対象者、並びにチームの活動目的を明確にし、支援の流れや高齢者相談センターをはじめとした関係機関との役割分担、また支援終了後の引継ぎ等について、改めて各チームと情報共有を図り、共通認識を得る。	

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2-5 高齢者の見守り
指標	(1) 緊急通報システムや地域での高齢者の見守り (③習志野市SOSネットワーク_習志野市SOSネットワークにより発見できない行方不明高齢者の数)
担当部署	高齢者支援課

<現状>

認知症等により行方不明となった高齢者を速やかに発見するため、警察、消防等と連携し、緊急情報メールの配信、防災行政無線の放送等により市民等に呼びかけることで情報収集を行い、早期発見に努めています。

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
習志野市SOSネットワークにより 発見できない行方不明高齢者の数(人)	0	0	0

<具体的な取り組み>

習志野市SOSネットワークにより、行方不明高齢者全員の発見を目指します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
習志野市SOSネットワークにより 発見できない行方不明高齢者の数(人)	0	0	0

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 習志野市SOSネットワークにより発見できない行方不明高齢者の数

年度	令和6(2024)年度
前期(中間評価)	
実施内容 認知症などにより、行方不明となった高齢者を速やかに発見するため、警察、消防等と連携し、緊急情報メールの配信、習志野市公式X(旧ツイッター)による情報配信、防災行政無線の放送などで市民に呼びかけることで情報収集を行い、早期発見に努めた。	
自己評価結果 【◎】 ・行方不明高齢者の数：6人 ・習志野市SOSネットワークにより発見できない行方不明高齢者の数：0人 ・警察署からの依頼に応じて、行方不明高齢者の発見のために速やかな対応に努めている。	
課題と対応策 【課題】 認知症状についての、地域での理解を得るために、引き続き啓発活動が必要である。 【対応策】 行方不明となる可能性のある方の、適切な介護サービスの利用等の案内、介護家族の支援に努める。	
後期(実績評価)	
実施内容 認知症などにより、行方不明となった高齢者を速やかに発見するため、警察、消防等と連携し、緊急情報メールの配信、習志野市公式X(旧ツイッター)による情報配信、防災行政無線の放送などで市民に呼びかけることで情報収集を行い、早期発見に努めた。	
自己評価結果 【◎】 ・行方不明高齢者の数：計13人(後期7人) ・習志野市SOSネットワークにより発見できない行方不明高齢者の数：0人 ・警察署からの依頼に応じて、行方不明高齢者の発見のために速やかな対応に努めている。	
課題と対応策 【課題】 認知症状についての、地域での理解を得るために、引き続き啓発活動が必要である。 【対応策】 行方不明となる可能性のある方の、適切な介護サービスの利用等の案内、介護家族の支援に努める。	

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2-6 高齢者の権利擁護
指標	(1) 高齢者の権利擁護（虐待防止に関する制度等や認知症等の啓発活動）
担当部署	高齢者支援課

<現状>

本市をはじめ、高齢者相談センター及び成年後見センターでは、高齢者の相談窓口として権利擁護や成年後見制度に関する相談に応じ、制度に関する情報提供や関係機関の紹介を行うことで、高齢者やその家族が孤立することのないように支援しています。

また、介護負担から虐待へと発展することを防ぐため、関係機関が相互に協力し、虐待の早期発見・早期対応を行っています。

なお、本市では、環境上及び経済的な理由により、自宅での生活が困難な高齢者が入所して養護を受ける施設として、「養護老人ホーム白鷺園」を設置し、指定管理者による運営を行っています。

<具体的な取り組み>

第9期計画においても、取り組みを継続します。
虐待防止に関する制度等の啓発や認知症等への理解の周知を進めるとともに、介護者家族等の支援を行っています。

地域住民や関係機関等の連携を密にし、早期発見に努めます。

また、要介護施設従事者等による虐待の防止のために、施設における研修の実施、虐待防止委員会の開催等により対策を推進してまいります。

養護老人ホーム白鷺園を運営する指定管理者に対しては、運営状況に関するヒアリングを実施する等、適正な運営の継続に努めます。

<目標（事業内容、指標等）>

虐待防止に関する制度等や認知症等の啓発活動

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
虐待防止に関する制度等や 認知症等の啓発活動（回）	20	20	20

<評価方法>

◎時点

- 中間評価あり
□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ 虐待防止に関する制度等や認知症等の啓発活動回数

自己評価シート

【2-6（1）高齢者の権利擁護（虐待防止に関する制度等や認知症等の啓発活動）】

年度	令和6（2024）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 介護負担から虐待へと発展することを防ぐため、高齢者相談センターに介護事業所等からの相談を受け、関係機関が相互に協力し、虐待の早期発見・早期対応を行っています。
自己評価結果 【◎】 各高齢者相談センターにおいて、地域住民がつどうサロンやてんとうむし体操の会場、まちづくり会議等の機会に、高齢者虐待防止や認知症についての啓発を行い、チラシを配布する等に努めた。全55回
課題と対応策 【課題】 高齢者虐待の認識が無いこともあるため、相談できる場所の周知がさらに必要 【対応策】 今後も、地域住民や介護関係機関等への啓発及び連携に努める

後期（実績評価）
実施内容 介護負担から虐待へと発展することを防ぐため、高齢者相談センターに介護事業所等からの相談を受け、関係機関が相互に協力し、虐待の早期発見・早期対応を行っています。
自己評価結果 【◎】 各高齢者相談センターにおいて、地域住民がつどうサロンやてんとうむし体操の会場、まちづくり会議等の機会に、高齢者虐待防止や認知症についての啓発を行い、チラシを配布する等に努めた。年間合計73回
課題と対応策 【課題】 高齢者虐待の認識が無いこともあるため、相談できる場所の周知がさらに必要 【対応策】 今後も、地域住民や介護関係機関等への啓発及び連携に努める

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2-6 高齢者の権利擁護
指標	(2) 消費者被害の防止（消費者被害相談事例等の関係機関への情報提供の頻度）
担当部署	消費生活センター

<現状と課題>

消費生活センターでは、「身に覚えのない（心当たりのない）品物が突然、自宅に届いた」、「架空請求のメールやはがきが届いた」、「インターネット通販で注文し、代金を支払ったが商品が届かない」といった、消費生活全般にわたる相談に対応し、消費者が不利益をこうむらないよう問題の解決にあたっています。

具体的には、「まちづくり出前講座」やイベントでの情報提供、広報習志野への「消費生活メモ」の定期的な掲載をはじめとした注意喚起や消費者トラブルの周知を行っています。

被害に遭いやすい高齢者に対しては、介護サービス事業者や民生委員・児童委員による見守りが被害の未然防止や被害回復に有効であるため、見守りを支援する人たちへの悪質商法に関する情報提供を進めていく必要があります。

電話及び来所による相談件数（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
相談件数(件)	1,143	1,009	1,129
うち高齢者(件)	340	288	303

<具体的な取り組み>

高齢者が消費者トラブルに巻き込まれないよう、また、巻き込まれた場合は消費者トラブルを最小限に抑えられるよう高齢者相談センター等の関係機関に対して、相談事例等を定期的に情報提供し、連携体制を整えます。さらに、高齢者が比較的多く集まる機関に対しては、まちづくり出前講座の開催を消費生活センターから依頼します。

また、消費生活センターに来所された人に対しては、消費者トラブル等の対策をとりまとめた冊子を配布し、注意喚起を行います。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
消費者被害相談事例等の関係機関への情報提供の頻度	3か月毎	3か月毎	3か月毎

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 関係機関への情報提供や注意喚起の方法及び頻度

自己評価シート

【2-6（2）消費者被害の防止（消費者被害相談事例等の関係機関への情報提供の頻度）】

年度	令和6（2024）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・高齢者相談センター等の職員に対し、高齢者への注意喚起を促す情報提供を行った。 ・広報習志野の奇数月15日号において、情報提供を行った。
自己評価結果 【◎】 ・1～2ヶ月に1回程度、高齢者相談センターの職員のほか、社会福祉協議会の担当者に対し、高齢者のトラブル事例が書かれたチラシやリーフレットを配布することができた。 ・広報習志野「消費生活メモ」では高齢者にも起こり得るトラブル事例を紹介することができた。
課題と対応策 【課題】 相談者の利用は、トラブルが起こる前の段階「不審」「心配」と言った未遂の段階よりも、事が起こってしまい被害を回復したいから利用するケースが多い。 【対応策】 引き続き、現在の実施内容を継続するとともに、10月開催の「消費生活パネル展」にて高齢者にも有益な情報を提供し、啓発を行う。

後期（実績評価）
実施内容 ・高齢者相談センター等の職員に対し、高齢者への注意喚起を促す情報提供を行った。 ・広報習志野の奇数月15日号において、情報提供を行った。 ・高齢者相談センター利用者に対し、出前講座を行った。
自己評価結果 【◎】 ・1～2ヶ月に1回程度、高齢者相談センターの職員に対し、高齢者のトラブル事例が書かれたチラシやリーフレットを配布することができた。 ・広報習志野「消費生活メモ」では高齢者にも起こり得るトラブル事例を紹介することができた。 ・出前講座については、最近のトラブル事例および対処法を情報提供することができた。
課題と対応策 【課題】 単身世帯で知人などが少ない高齢者は身近に相談できる人がいないことから、消費者トラブルを受けた際の被害が大きくなりやすい。 【対応策】 引き続き、現在の周知啓発を継続する。出前講座を実施している地域に偏りがあることから、今後は市内でほとんど実施されていない地域での講座実施に取り組む。

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2-6 高齢者の権利擁護
指標	(3) 成年後見制度の利用支援 (②-1 成年後見センターによる支援_まちづくり出前講座の実施回数)
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

成年後見センター業務については、習志野市社会福祉協議会に業務を委託し、成年後見制度に係る相談支援、市民後見人の養成・育成等を行っています。(P. 123)

また、成年後見制度の普及啓発として、まちづくり出前講座を実施しています。

成年後見制度の相談者の中には、複数の問題を抱えており、制度利用の前に生活環境の立て直しが必要なケースもあるため、広い視野をもって解決できる職員が必要となっています。

成年後見制度のまちづくり出前講座実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
まちづくり出前講座の実施回数 (回)	2	2	2

※第8期計画期間中において、成年後見センターによる法人後見受任は開始していません。

<具体的な取り組み>

職員の研鑽及び資質向上に努め、相談機能の充実を図っていきます。

また、まちづくり出前講座などを通じて、市民に制度について広く周知していくほか、市内の福祉・介護サービス事業所や病院、金融機関等に対しても働きかけを行います。

成年後見センターにおいては、法人後見の受任機能を整備し、市民後見人養成講座修了者が後見業務に携われるよう支援するとともに、福祉や法律に関する専門団体や関係機関、地域住民等が包括的に関わっていけるよう、連携ネットワークの構築を目指します。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
まちづくり出前講座の実施回数 (回)	5	5	5

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・成年後見制度のまちづくり出前講座の実施回数

自己評価シート

【2-6 (3) 成年後見制度の利用支援

(②-1 成年後見センターによる支援_まちづくり出前講座の実施回数)】

年度	令和6 (2024) 年度
前期 (中間評価)	
実施内容 ・ 成年後見センターにおいては、成年後見制度に関する相談支援を実施している。 ・ 高齢者相談センターや高齢者支援課の窓口においても、成年後見制度の相談に対応している。 ・ 金融機関等を対象に、成年後見制度のまちづくり出前講座を2回開催した。	
自己評価結果 【△】 ・ 成年後見制度のまちづくり出前講座の実施回数：2回 ・ 市内居宅介護支援事業所、市内病院、市内金融機関、高齢者相談センター、障がい者相談支援事業所に相談窓口や出前講座についてのチラシを配布し周知に努めた。	
課題と対応策 【課題】 法人後見を開始したところであるが、今後、市民後見人が活躍できる体制を進めていく。 【対応策】 成年後見センターの委託先である習志野市社会福祉協議会との協議を継続していく。	
後期 (実績評価)	
実施内容 ・ 成年後見センターにおいては、成年後見制度に関する相談支援を実施している。 ・ 高齢者相談センターや高齢者支援課の窓口においても、成年後見制度の相談に対応している。 ・ 金融機関等を対象に、成年後見制度のまちづくり出前講座を計6回開催した。	
自己評価結果 【◎】 ・ 成年後見制度のまちづくり出前講座の実施回数：6回 - 対象：市内病院相談員、市内金融機関、障がい者相談支援事業所・関係団体、民生委員児童委員 ・ 相談窓口や出前講座についてのチラシを配布し周知に努めた。	
課題と対応策 【課題】 法人後見を実施しているが、今後、受任件数が増えることで経験を重ね、市民後見人が活躍できる体制をさらに進めていく。 【対応策】 成年後見センターの委託先である習志野市社会福祉協議会との協議を継続していく。	

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2-6 高齢者の権利擁護
指標	(3) 成年後見制度の利用支援 (②-2 成年後見センターによる支援_成年後見センターによる法人後見新規受任件数)
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

成年後見センター業務については、習志野市社会福祉協議会に業務を委託し、成年後見制度に係る相談支援、市民後見人の養成・育成等を行っています。(P.123)

また、成年後見制度の普及啓発として、まちづくり出前講座を実施しています。

成年後見制度の相談者の中には、複数の問題を抱えており、制度利用の前に生活環境の立て直しが必要なケースもあるため、広い視野をもって解決できる職員が必要となっています。

成年後見制度のまちづくり出前講座実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
まちづくり出前講座の実施回数 (回)	2	2	2

※第8期計画期間中において、成年後見センターによる法人後見受任は開始していません。

<具体的な取り組み>

職員の研鑽及び資質向上に努め、相談機能の充実を図っていきます。

また、まちづくり出前講座などを通じて、市民に制度について広く周知していくほか、市内の福祉・介護サービス事業所や病院、金融機関等に対しても働きかけを行います。

成年後見センターにおいては、法人後見の受任機能を整備し、市民後見人養成講座修了者が後見業務に携われるよう支援するとともに、福祉や法律に関する専門団体や関係機関、地域住民等が包括的に関わっていけるよう、連携ネットワークの構築を目指します。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
成年後見センターによる法人後見 新規受任件数(件)	3	4	5

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・成年後見センターによる法人後見新規受任件数

自己評価シート

【2-6 (3) 成年後見制度の利用支援

(②-2 成年後見センターによる支援_成年後見センターによる法人後見新規受任件数)】

年度	令和6（2024）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・令和5年度に法人後見を受託した案件について、成年後見人についての登記事項証明書を取得し、被後見人の代理人設定等を行う。亡父の預金相続手続き中。 ・日常生活自立支援事業の利用者に対し、随時、評価ガイドラインを実施し、成年後見制度への移行を検討している。	
自己評価結果 【×】 ・成年後見センターに寄せられる相談は、複雑な問題を抱える状況での相談内容が多くなっており、寄り添って対応できるよう努めている。 ・法人後見を開始し、対応している。受任件数は1件。令和6年度の新規受任はなし。	
課題と対応策 【課題】 法人後見業務の充実を目指し、体制整備を進めていく。 【対応策】 成年後見制度の関係機関等と情報交換を進め、ネットワークの構築を推進する。	
後期（実績評価）	
実施内容 ・令和5年度に法人後見を受託した案件について、千葉家庭裁判所に定期報告を行った。 ・日常生活自立支援事業の利用者に対し、随時、評価ガイドラインを実施し、成年後見制度への移行を検討している。	
自己評価結果 【×】 ・成年後見センターに寄せられる相談は、複雑な問題を抱える状況での相談内容が多くなっており、寄り添って対応できるよう努めている。 ・法人後見で受任したケースの対応を継続している。受任件数は1件。令和6年度の新規受任はなし。	
課題と対応策 【課題】 法人後見業務の充実を目指し、体制整備を進めていく。 【対応策】 成年後見制度の関係機関等と情報交換を進め、ネットワークの構築を推進する。	

基本目標	2 安定した日常生活のサポート
基本施策	2-7 高齢者が利用できる福祉サービス
指標	(1) 日常生活を支援するための事業 (③高齢者及び障がい者戸口収集支援事業_戸口収集支援事業の利用者数)
担当部署	クリーンセンター業務課

<現状>

ごみを集積所まで出すことが困難な高齢者及び障がいのある人に対し、戸口収集を行うことによりごみ出しの負担を軽減し、居宅での生活を支援しています。

戸口収集支援事業の利用状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
利用者数(人)	186	184	210

<具体的な取り組み>

第9期計画においても、取り組みを継続し、高齢者及び障がいのある人が地域社会の中で生活を営むうえで必要不可欠となるごみ出しの支援を行います。対象となる全ての方への周知を図るとともに、庁内関係各課と連携していきます。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数(人)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

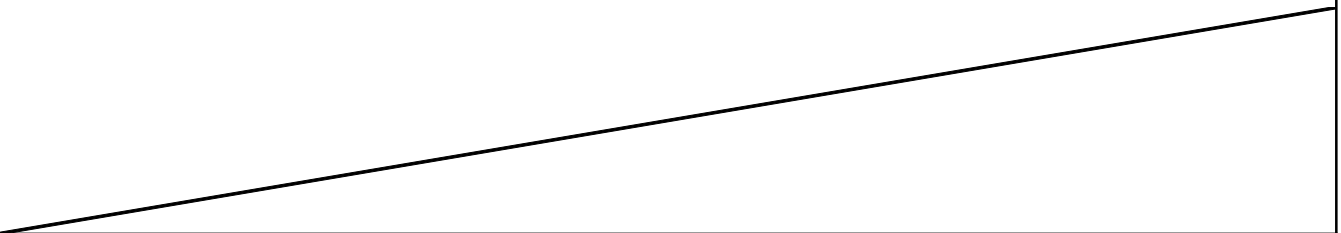
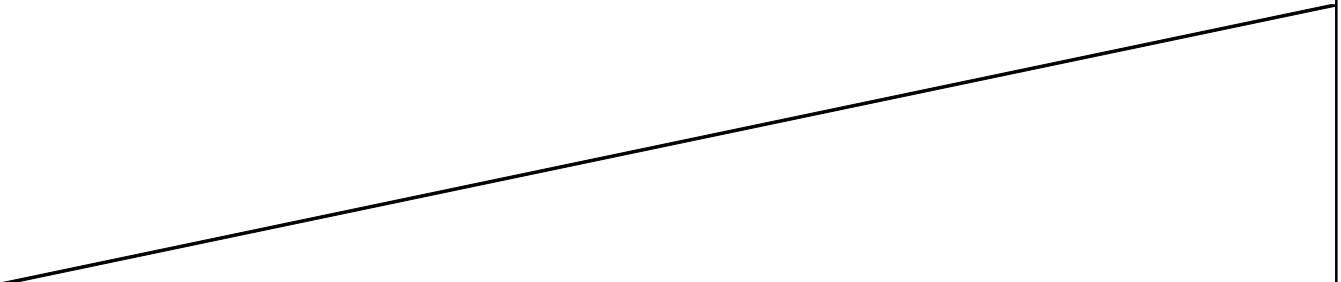
・利用者数の前年度比較

自己評価シート

【2-7 (1) 日常生活を支援するための事業

(③高齢者及び障がい者戸口収集支援事業_戸口収集支援事業の利用者数)】

年度	令和6（2024）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果 
課題と対応策 

後期（実績評価）
実施内容 ごみを集積所まで出すことが困難な障がいのある方に対し、戸口収集を行うことによりごみ出しの負担を軽減し、居宅での生活を支援した。
自己評価結果 【◎】 目標値として設定している、前年度からの利用者数の増加について、令和5年度の利用者数211人に対し、令和6年度末時点での利用者数は207人（4人減）となった。利用者数は減となったものの、達成率は98.1%となっていることから、目標を達成できたと評価する。
課題と対応策 【課題】 利用要件を満たさない方からの利用要望への対応が必要である。 【対応策】 利用要件を満たさない方からの利用要望について庁内関係課と共通認識を図るとともに、利用要件の変更等について庁内関係課と連携し、総合的な検討を進めている。

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	(1) 健康づくりの実践 (①健康相談と健康教育の実施_健康教育の実施数)
担当部署	健康支援課

<現状>

「健康なまち習志野計画」（令和2（2020）年度～令和7（2025）年度）に基づく健康増進事業として、人が集まる機会を利用した健康教育（まちづくり出前講座等）や、市民からの要望を受け随時実施する健康相談等により、生活習慣病の予防や健康診査の活用等、市民が主体的に健康的な生活を実践することができるよう、健康教育を通して啓発しています。

また、小・中学校と連携し、保健師等による健康教育を授業に導入し、家族単位的生活習慣病予防を推進しています。

令和2年より、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、健康教育の機会が大幅に減少しました。小・中学校での健康教育では、希望があった学校と協力し、感染対策を図った上で実施しました。

小・中学校での健康教育実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
健康教育の実施数(校)	4	8	13

<具体的な取り組み>

広報習志野、ホームページを活用した普及・啓発活動を強化します。また、より多くの市民が本事業を活用できるよう、高齢者相談センター等と連携して町会や地域の団体等への事業の周知に努めます。

さらに、小・中学校との連携については継続して行い、市内全ての小・中学校での生活習慣病予防教育を実施できるよう努め、児童生徒に対して健康的な生活習慣の確立を図ります。このことにより、健康に対して関心が薄い40代から50代の保護者が、子どもを介した生活習慣の見直しの機会となるよう取り組みます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
健康教育の実施数(校)	17	19	20

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・小・中学校での健康教育の実施数

年度	令和6 (2024) 年度
----	---------------

前期 (中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策 【課題】 【対応策】	

後期 (実績評価)	
実施内容	・事前に学校と打ち合わせを行い、各学校の特色に合わせた健康教育の内容に修正しながら健康教育を行った。また睡眠や運動活動等新しいガイドラインを取り入れた教育の内容に見直した ・まちづくり会議、出前講座や高齢者相談員地区会等にて健(検)診勧奨や健康づくりについての啓発を行った。
自己評価結果	【◎】 ・小中学校生活習慣病予防健康教育の実施数：15校（小学校10校、中学校5校）（目標値17校：達成率88.2%） 小中学校での健康教育は定着し、学校との共通理解も深まり定例化した。昨年度から実施数が2校減少したが、隔年実施が理由であり、市全体ではコロナ前を上回った。 児童の終了后感想文と、それについて保護者からコメントを記入して返却してもらう形式も定着し、家庭内で生活習慣を見直すきっかけづくりになっていると考える。
課題と対応策	【課題】 ・健康教育を、数学年まとめて隔年実施する学校がある。児童生徒への健康教育は行えているが、学校の件数としては減少することがある。 ・スマートフォンやSNSの普及により、小中学生の生活様式は変化している。 【対応策】 ・引き続き中学校区地域連絡保健会をとおり、養護教諭へ本事業の目的や実施内容の説明等を行っていく。健康教育の媒体の見直しを行う。

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	(1) 健康づくりの実践 (2)健康づくり推進員の育成、支援_健康づくり推進員への活動支援回数)
担当部署	健康支援課

<現状と課題>

市民一人ひとりが健康でいきいきとした生活を送るために、市民の健康づくりを推進する「健康づくり推進員」を育成しています。

健康づくり推進員が主催するウォーキング「習志野発見ウォーク」、料理教室「ヘルシーライフ料理教室」や「フレイル予防プログラム（仮称）」を実施してきました。

現在は、健康づくり推進員の人数の減少や新たな健康課題に応じた活動の展開が課題となっています。

健康づくり推進員の状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
健康づくり推進員の人数(人)	20	26	9

健康づくり推進員への活動の支援回数（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
健康づくり推進員への活動支援回数(回)	63	40	54

<具体的な取り組み>

健康づくり推進員が、市民への健康的な食習慣及び適切な運動習慣等の啓発・確立・定着に寄与するため、健康づくり推進員の活動について検討し、実践できるよう支援します。

また、フレイル予防に着目し、身近な地域で人と人との関わり合いながら、身体活動と食の取り組みを通して身体機能の維持・向上を図る“きっかけ”づくりを行うことを目的とする活動の定着化に向け、多様な支援をしていきます。

さらに、活動の継続・充実を図るため、「健康づくり推進員養成講座」を実施します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
健康づくり推進員への活動支援回数(回)	40	40	40

<評価方法>

◎時点

□ 中間評価あり

■ 実績評価のみ

◎評価方法

・健康づくり推進員の活動支援回数（年度末時点）

自己評価シート

【3-1(1)②健康づくりの実践

(健康づくり推進員の育成、支援_健康づくり推進員への活動支援回数)】

年度	令和6年度(2024)年度
前期(中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策	
後期(実績評価)	
実施内容 健康づくり推進員による寿学級での市民へのフレイル予防パッケージプログラムは定着し、4公民館で実施。フレイル予防に関する研修を継続実施。また、3年ぶりに養成講座開催し、健康づくりと運動、ヘルスプロモーション等について学習する機会を設け、32名の新規登録があった。活動の場を広げたいとの要望もあり、次年度から新たに実施する測定会に関する研修も実施。	
自己評価結果 【◎】 - 健康づくり推進員の活動支援回数 77回(目標値40回:達成率192.5%) - 健康づくり推進員登録数 38人(R7.3.31現在)	
課題と対応策 【課題】 推進員の増加により、フレイル予防パッケージプログラム実施数増、健康的な食習慣や身体活動の啓発活動の充実をめざす。 【対応策】 次年度新規事業の“測定会”では、握力測定やみそ汁の塩分測定など身近な健康問題を切り口とし、健康づくり推進員が行うポピュレーションアプローチを定着させていく。そのために必要な知識や技術の習得に向けた支援を行う。	

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	(2) 健康診査とがん検診の実施 (①-1 健康診査_特定健康診査受診率)
担当部署	健康支援課

＜現状と課題＞

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、習志野市国民健康保険の被保険者である40歳～74歳の人に対し、「特定健康診査・特定保健指導」を実施するとともに、後期高齢者医療の被保険者である75歳以上の人については、千葉県後期高齢者医療広域連合より委託を受け、「後期高齢者健康診査」を実施しています。40歳以上の医療保険に加入していない人に対しては、「一般健康診査」を実施しています。このうち、特定健康診査の未受診者に対しては、受診勧奨を実施しています。

健康診査については、現在、集団健診を導入しており、休日に受診を希望する人が多いことから休日に実施しています。また、がん検診との同日実施日も設け、健診が受けやすいようにしています。このような工夫により、年々、受診希望者が増加しており、受診枠を増やして希望者全員が受診できるよう体制を整えています。

この他、特定保健指導対象者以外の人に対し、個別保健事業として、高血圧の受診勧奨、糖尿病発症予防及び重症化予防健康相談、慢性腎不全予防健康相談を実施しています。

一方、歯科健康診査については、成人期から高齢期を通した歯科健康診査の体制を令和4（2022）年度に強化し、定期的な口腔管理ができるよう努めています。

高齢期においても健康を維持し食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失予防、オーラルフレイル予防を目的とした成人歯科健康診査を実施しています。

健康づくりのため、自身の体や歯の健康状態を知ることは重要であり、生活習慣病の早期発見、重症化予防を推進するためにも健康診査の受診率の向上が課題となっています。

特定健康診査の受診状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
特定健康診査受診率(%)	31.1	32.2	37.9

＜具体的な取り組み＞

特定健康診査集団健診を休日中心に実施し、受診しやすい体制づくりに努めるとともに、未受診者に対しては、受診の意義等を周知し、受診率向上に努めます。

また、成人高齢者歯科健康診査を通して、定期的な歯科受診やオーラルフレイル予防につなげ「何でもかんで食べることができる」口腔状態を保てるよう、成人高齢者歯科健康診査の受診率向上に努めます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

特定健康診査 受診率（国民健康保険データヘルス計画）

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
特定健康診査受診率(%)	39.0	39.5	40.0

＜評価方法＞

◎時点

□ 中間評価あり

■ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 特定健康診査受診率

年度	令和6 (2024) 年度
----	---------------

前期 (中間評価)
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果
課題と対応策 【課題】 【対応策】

後期 (実績評価)
実施内容 1. 国保被保険者、後期高齢者被保険者、医療保険加入のない者を対象に (6月~3月) 健康診査を実施した。 2. 特定健診受診率向上のため以下に取り組む。 ①未受診者勧奨の実施 (AIを活用した未受診者勧奨通知、健診実施医療機関と連携し医療機関から未受診者へチラシの配布、新規40歳、前年度国保加入者への電話勧奨) ②集団健診の実施。新たに大腸がん検診をあわせて実施できるようにした。 ③新40歳、健診情報提供者にインセンティブとして商品券の配布 ④JA, 商工会議所と連携を図り、事業者健診を受診した人に向けた情報提供を依頼した。 ⑤ライン配信、広報、市ホームページ等による周知 3. 健診受診した人のうち、生活習慣病のリスクが高い人に向けて、特定保健指導、高血圧の受診勧奨、糖尿病発症予防及び重症化予防健康相談、慢性腎不全予防健康相談を実施し、生活習慣病予防に努めた。
自己評価結果 【◎】 1. 特定健診受診率：令和5年度 38% (R6年度は確定値報告は秋ごろの予定) (目標値39%：達成率97.4%) R3:32.2%、R4:37.9%で伸びがみられる。
課題と対応策 【課題】 ・健診受診率は、向上しているが、県平均よりは低い状況である。 【対応策】 ・未受診者勧奨通知やライン配信、医療機関と連携した取り組み等の継続 ・新規取り組みとして、JA健診受診者の健診結果取得のため、JAとの契約締結。

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	(2) 健康診査とがん検診の実施 (①-2 健康診査_成人高齢者歯科健康診査受診率(65歳・70歳・80歳))
担当部署	健康支援課

＜現状と課題＞

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、習志野市国民健康保険の被保険者である40歳～74歳の人に対し、「特定健康診査・特定保健指導」を実施するとともに、後期高齢者医療の被保険者である75歳以上の人については、千葉県後期高齢者医療広域連合より委託を受け、「後期高齢者健康診査」を実施しています。40歳以上の医療保険に加入していない人に対しては、「一般健康診査」を実施しています。このうち、特定健康診査の未受診者に対しては、受診勧奨を実施しています。

健康診査については、現在、集団健診を導入しており、休日に受診を希望する人が多いことから休日に実施しています。また、がん検診との同日実施日も設け、健診が受けやすいようにしています。このような工夫により、年々、受診希望者が増加しており、受診枠を増やして希望者全員が受診できるよう体制を整えています。

この他、特定保健指導対象者以外の人に対し、個別保健事業として、高血圧の受診勧奨、糖尿病発症予防及び重症化予防健康相談、慢性腎不全予防健康相談を実施しています。

一方、歯科健康診査については、成人期から高齢期を通した歯科健康診査の体制を令和4(2022)年度に強化し、定期的な口腔管理ができるよう努めています。

高齢期においても健康を維持し食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失予防、オーラルフレイル予防を目的とした成人歯科健康診査を実施しています。

健康づくりのため、自身の体や歯の健康状態を知ることは重要であり、生活習慣病の早期発見、重症化予防を推進するためにも健康診査の受診率の向上が課題となっています。

成人高齢者歯科健康診査受診率

	令和4年度 (2022) 年度
成人高齢者歯科健康診査受診率(%) (65歳・70歳・80歳)	6.8

＜具体的な取り組み＞

特定健康診査集団健診を休日中心に実施し、受診しやすい体制づくりに努めるとともに、未受診者に対しては、受診の意義等を周知し、受診率向上に努めます。

また、成人高齢者歯科健康診査を通して、定期的な歯科受診やオーラルフレイル予防につなげ「何でもかんで食べることができる」口腔状態を保てるよう、成人高齢者歯科健康診査の受診率向上に努めます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

成人高齢者歯科健康診査受診率

	令和6年度 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
成人高齢者歯科健康診査受診率(%) (65歳・70歳・80歳)	7.1	7.1	7.1

＜評価方法＞

◎時点

□ 中間評価あり

■ 実績評価のみ

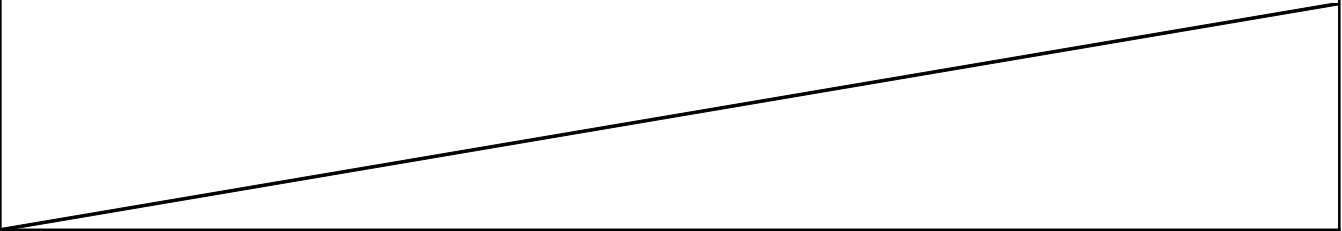
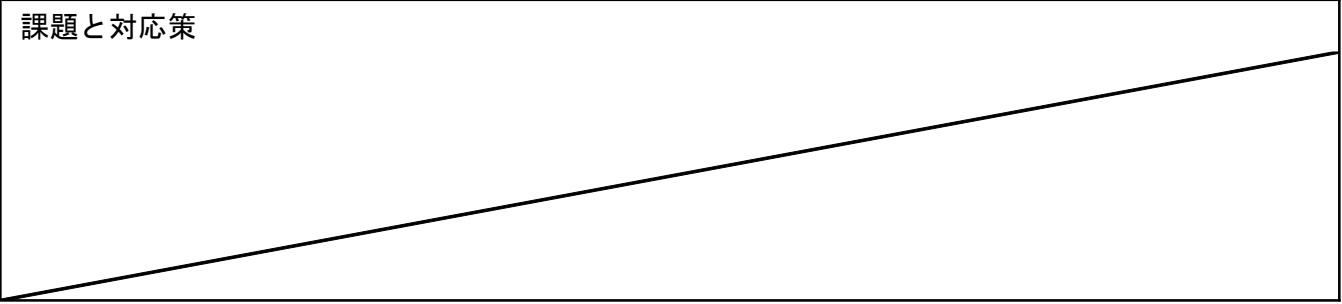
◎評価方法

・成人高齢者歯科健康診査受診率(65歳・70歳・80歳)

自己評価シート

【3-1(2)健康診査とがん検診の実施

(①-2健康診査_成人高齢者歯科健康診査受診率(65歳・70歳・80歳))】

年度	令和6(2024)年度
前期(中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果 	
課題と対応策 	
後期(実績評価)	
実施内容 65歳・70歳・80歳を対象に、成人高齢者歯科健康診査を実施した。(令和6年4月1日～令和7年3月31日) 受診率向上のため、 ①9月末現在での未受診の70歳対象者に、11月上旬に受診勧奨通知を発送。 ②介護保険課に依頼し、65歳には介護保険被保険者証発送時に案内ちらしを同封。 ③広報、市ホームページ、映像広報なるほど習志野、市公式LINE配信等による周知。 ④実施歯科医療機関や市内施設(公民館・図書館等)でのポスター掲示。	
自己評価結果 【○】 成人高齢者歯科健康診査受診率(65歳・70歳・80歳) R6 5.6%(65歳 3.9% 70歳 9.4% 80歳 3.8%)(目標値7.1%:達成率78.9%) 参考 R5 5.5%(65歳 4.4% 70歳 9.4% 80歳 3.2%) R4 6.8%(65歳 5.3% 70歳 10.5% 80歳 4.4%)	
課題と対応策 【課題】 ・70歳の受診率は目標値に到達しているが、65歳・80歳は到達していない。 【対応策】 ・70歳への受診勧奨通知、65歳への案内ちらし同封の継続。 ・令和7年度から新規に、80歳へ勧奨通知による受診勧奨を開始する。 ・歯科医師会と連携し、定期歯科健診の意識づけを図る。 ・広報や市公式LINE配信等を活用した周知の継続。	

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	(2) 健康診査とがん検診の実施 (②-1 がん検診_高齢者等実態調査で、1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合(一般若年者))
担当部署	健康支援課

＜現状＞

がんやその他の疾患の早期発見、早期治療を目的に、結核・肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診を実施しています。

がん検診の有用性と受診方法について対象者へ通知することに加えて、広報習志野、ホームページ、ポスター掲示等で周知を図っている他、未受診者に対しては、行動経済学のナッジ理論(より良い選択を自発的にとれるようにする方法)に基づく受診勧奨を実施しています。

また、検診の結果、要精密検査となり、その後の精密検査を未受診の人に対しても、受診勧奨を行っています。

習志野市がん検診の受診率は、胃がん検診の集団検診は高齢化等により年々減少傾向ですが、他のがん検診は横ばいもしくは増加しています。

高齢者等実態調査で、1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合

	令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度
一般若年者(40歳～64歳)(%)	47.0	45.7

＜具体的な取り組み＞

引き続き、ナッジ理論に基づくがん検診の有用性や受診方法の周知及び未受診者勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

また、検診を受ける際の注意事項や対象外の項目を分かりやすく周知するよう努めます。

集団検診では、加齢や疾病など受診者の身体状態を見極め、安全ながん検診の提供に努めます。

＜目標(事業内容、指標等)＞

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
高齢者等実態調査で、1年以内に がん検診を受けていると 回答した人の割合(%) *一般若年者(40歳～64歳)	—	50.0	—

＜評価方法＞

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・がん検診の受診率

自己評価シート

【3-1 (2) 健康診査とがん検診の実施

(②-1 がん検診_高齢者等実態調査で、1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合(一般若年者))】

年度	令和6(2024)年度
前期(中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策	
後期(実績評価)	
実施内容 ・20歳、30歳、40歳、50歳で今年度がん検診未受診の人に対し、ナッジ理論に基づいた未受診者勧奨を実施した。 ・マンモグラフィーサンデーとして(10月)、広報、庁内掲示、LINEにて周知をした。 ・特定集団健診にて大腸がん検診の同日実施を行い、特定集団検診受診者の約8割が受診した。	
自己評価結果 【◎】 ・高齢者実態調査で1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合45.7%(R5.3月報告書) (目標値50%:達成率91.4%) ・一般若年者では、がん検診を受ける場所の43.8%が「職域または健康保険組合が行うがん検診」、25.2%が「人間ドッグ」と回答しており、「市が行うがん検診」を受診したと回答した人は22.2%であることから、市の実績のみで効果を図ることは出来ない。しかし、乳がん子宮がん検診受診者は前年度より微増しており、勧奨通知を工夫した効果もあったと考察される。	
課題と対応策 【課題】 ・若年層の検診受診率が低いことについては引き続き課題である。LINE等を活用し、若年層にも届きやすい勧奨を工夫していく必要がある。 【対応策】 ・引き続き、受診勧奨の方法、内容、時期についてエビデンスと評価に基づき工夫を続けていく。 ・医師会等関係機関と連携し、受診率向上及び安全・安心な検診の実施に努める。 ・特定集団健診との連携により、受診の利便性を向上させる。	

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	(2) 健康診査とがん検診の実施 (②-2 がん検診_高齢者等実態調査で、1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合 (一般高齢者))
担当部署	健康支援課

<現状と課題>

がんやその他の疾患の早期発見、早期治療を目的に、結核・肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診を実施しています。

がん検診の有用性と受診方法について対象者へ通知することに加えて、広報習志野、ホームページ、ポスター掲示等で周知を図っている他、未受診者に対しては、行動経済学のナッジ理論（より良い選択を自発的にとれるようにする方法）に基づく受診勧奨を実施しています。

また、検診の結果、要精密検査となり、その後の精密検査を未受診の人に対しても、受診勧奨を行っています。

習志野市がん検診の受診率は、胃がん検診の集団検診は高齢化等により年々減少傾向ですが、他のがん検診は横ばいもしくは増加しています。

高齢者等実態調査で、1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合

	令和元 (2019) 年度	令和4 (2022) 年度
一般高齢者(65歳以上)(%)	45.0	42.2

<具体的な取り組み>

引き続き、ナッジ理論に基づくがん検診の有用性や受診方法の周知及び未受診者勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

また、検診を受ける際の注意事項や対象外の項目を分かりやすく周知するよう努めます。

集団検診では、加齢や疾病など受診者の身体状態を見極め、安全ながん検診の提供に努めます。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
高齢者等実態調査で、1年以内に がん検診を受けていると 回答した人の割合(%) *一般高齢者(65歳以上)	—	50.0	—

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・がん検診の受診率

自己評価シート

【3-1（2）健康診査とがん検診の実施

（②-2がん検診_高齢者等実態調査で、1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合（一般高齢者））】

年度	令和6（2024）年度
前期（中間評価）	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策	
後期（実績評価）	
実施内容 ・受診率向上のため、個別通知の実施、ポスター掲示（検診実施医療機関・市内薬局等）、広報習志野、ホームページ掲載、及び未受診者勧奨を実施した。 ・未受診者勧奨は66歳に行った。 ・特定集団健診にて大腸がん検診の同日実施を行い、特定集団検診受診者の約8割が受診した。 ・高齢化により、安全に検査が受けられるよう配慮が必要な対象者が増加しており、状況に応じた支援を行った。	
自己評価結果 【◎】 ・高齢者実態調査等で1年以内にがん検診を受けていると回答した人の割合42.2%（目標値50%：達成率84.4%） ・未受診者勧奨通知を送付した66歳では乳がん、子宮がん、肝炎ウイルス検診において前年度と比較に受診者数の増加がみられた。 ・大腸がん受診者数が前年度より増えており、特定集団健診にて大腸がん検診の同日実施により、受診の利便性の向上につながったと考える。	
課題と対応策 【課題】 ・コロナ後徐々に受診率が増えている検診項目もある一方で、伸び悩んでいる項目もある。 【対応策】 ・引き続き、受診勧奨の方法、内容、時期についてエビデンスと評価に基づき工夫を続けていく。 ・医師会等関係機関と連携し、受診率向上及び安全・安心な検診の実施に努める。 ・特定集団健診との連携により、受診の利便性を向上させる。	

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-1 成人期から取り組む健康づくり
指標	(3) 後期高齢者保健事業(後期高齢者医療広域連合受託事業)の実施(①個別 的支援(ハイリスクアプローチ) 後期高齢者健康診査受診率)
担当部署	健康支援課

<現状と課題>

健診や医療・介護のレセプト情報を保有するKDB(国保データベース)システムや健康診査データ・後期高齢者の質問票等から把握した、低栄養や高血圧、慢性腎不全、健康状態不明者等の健康リスクが高い人に対し、必要に応じてかかりつけ医や歯科医、関係機関と連携しつつ、保健師・管理栄養士等の専門職が支援を行い、個別の状況に応じたサービス(医療や介護、地域の高齢者の「通いの場」(P.130等))につなげています。

後期高齢者の健康問題である「フレイル予防」・「疾病の重症化予防」の推進のため、健康診査の受診率の向上が課題です。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
後期高齢者健康診査受診率(%)	35.8	35.4	38.2

<具体的な取り組み>

後期高齢者健康診査受診率の向上に努めるとともに、本市の健康問題の分析や本事業を実施評価する中で、より効果的な対象者の抽出や支援方法の検討を行います。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
後期高齢者健康診査受診率(%)	36.0	36.8	37.6

※目標値については、千葉県後期高齢者医療広域連合が策定する、第3期千葉県後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画(データヘルス計画)と同様とした。

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・後期高齢者健康診査受診率

自己評価シート

【3-1(3)後期高齢者保健事業（後期高齢者医療広域連合受託事業）の
実施（①個別的支援（ハイリスクアプローチ）_後期高齢者健康診査受診率）】

年度	令和6（2024）年度
前期（中間評価）	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策 【課題】 【対応策】	
後期（実績評価）	
実施内容 令和6年度は、KDB（国保データベース）システムや後期高齢者健康診査データ・質問票等から把握した低栄養、口腔、生活習慣病等の重症化予防（高血圧、慢性腎不全）と過去2年間に健診、受診、介護情報がない健康不明者等の健康リスクが高い人に対し個々の状況に合わせて必要に応じて、医療や介護、福祉、通いの場等へつないだ。後期高齢者健康診査受診率向上のため、勧奨通知や各事業での、LINE、ホームページ等による周知を行った。	
自己評価結果 【◎】 令和5年度の後期高齢者健康診査受診率は37.1%であった。令和6年度の目標値は36.0%で1.1%上回る結果となった。（目標値は、千葉県広域高齢者医療広域連合が策定する、第3期千葉県後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画（データヘルス計画）と同様。また、健康状態不明者で介入した人は、その後124人中11人（8.9%）が後期高齢者健康診査を受診した。受診行動をとらない人が行動変容できたことの意義は大きい。	
課題と対応策 【課題】 誰ひとり取り残されずに後期高齢者の健康問題である「フレイル予防」「疾病の重症化予防」を推進するため、さらなる後期高齢者受診率の向上が課題となる。	
【対応策】 後期高齢者健康診査未受診勧奨通知、各事業、LINE、ホームページ等での周知	

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）
指標	（2）高齢者を対象とした健康教育・健康相談の実施（②地域リハビリテーション活動支援事業_リハビリテーション職による介護予防講座の開催数）
担当部署	高齢者支援課

＜現状＞

地域リハビリテーション活動支援事業として、習志野市リハビリテーション協議会と協働し、運動機能向上、認知症予防、体力測定、嚥下（えんげ）機能向上の4種の介護予防講座を地域の高齢者の団体に対して実施してきました。

また、団体向けの講座だけでなく、市主催の公開講座も実施しており、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、「体力測定」を除く3種の介護予防講座をオンラインで実施しています。

リハビリテーション職による介護予防講座の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
開催数(回)	7	7	8
参加者(人)	70	66	119

＜具体的な取り組み＞

引き続き、リハビリテーション職と地域住民のつながる機会として、地域の介護予防の取り組みを総合的に支援していきます。介護予防講座では、幅広く参加者を募るために、オンライン開催を併用していきます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
開催数(回)	20	20	20

＜評価方法＞

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・リハビリテーション職による介護予防講座の開催数

自己評価シート

【3-2 (2) 高齢者を対象とした健康教育・健康相談の実施

〔②地域リハビリテーション活動支援事業_リハビリテーション職による介護予防講座の開催数〕

年度	令和6（2024）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果
課題と対応策 【課題】 【対応策】

後期（実績評価）
実施内容 ・習志野市リハビリテーション協議会と協働し介護予防講座を実施。 （市主催の公開講座：11回、団体向けの出前講座（地域開催）：6回） ・Zoom実施の市主催の際はさくらの家と芙蓉園をサテライト会場にして実施した。 ・令和2年以降中止となっていた体力測定編を、対面、集客にて実施した。 ・市主催の公開講座は、広報の他、LINEを活用や、介護予防教室の場を通して、広く市民に周知した。
自己評価結果 【◎】 ・習志野市リハビリテーション協議会と協働し、運動機能向上、認知症予防、体力測定、嚥下（えんげ）機能向上の4種類の介護予防講座を計17回延べ374名に実施した。 ・新規団体からの出前講座の申し込みが増えた。 ・会場での対面開催が主となってきており、アンケート結果からも参加者の満足度が高い。 ・参加者は増加しているがリピーターが多い。 ・LINEでの周知をしたことによって、新規の参加者が増加した。
【課題】 ・オンライン開催の場合、会場の様子が講師に伝わりにくい。 ・団体向け出前講座の認知度が低く、申込が少ない。 ・参加者の固定化。 【対応策】 ・次年度からはオンライン開催はせず原則、対面での実施とする。 ・チラシや広報、SNSの活用など、周知方法を工夫し、広く市民に周知する。

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）
指標	（2）高齢者を対象とした健康教育・健康相談の実施（③地域運動習慣自主化事業_地域運動習慣自主化事業（まちでフィットネス）立ち上げ支援団体数）
担当部署	高齢者支援課

<現状>

地域運動習慣自主化事業「まちでフィットネス」として、運動を新たに取り入れたい地域の活動団体に対して、スポーツトレーナーによる運動指導とプログラムを提供することで、地域において気軽に介護予防に取り組める機会を提供し、運動習慣が確立できるよう支援しています。

既に運動を取り入れている団体には年1回の運動指導とプログラムを提供している他、団体のリーダー支援として、転倒予防体操（てんとうむし体操）を普及啓発している転倒予防体操推進員に対する活動支援としての運動指導と、プログラムの提供を行っています。

令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、新たな団体の立ち上げ支援を行うことは困難な状況が続きました。このため、立ち上げ支援として提供する、1プログラムあたりの内容を全8回から6回へ変更するなど気軽に申し込める環境を整え、新たな団体の立ち上げを幅広く募集しています。

地域運動習慣自主化事業（まちでフィットネス）の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
立ち上げ支援団体数	2	0	1

<具体的な取り組み>

第9期計画においても、身近な地域での運動習慣の自主化に向けた取り組みを継続します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
立ち上げ支援団体数	4	4	4

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・地域運動習慣自主化事業（まちでフィットネス）立ち上げ支援団体数

自己評価シート

【3-2(2) 高齢者を対象とした健康教育・健康相談の実施

(③地域運動習慣自主化事業_③地域運動習慣自主化事業(まちでフィットネス)立ち上げ支援団体数)】

年度	令和6(2024)年度
前期(中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策 【課題】 【対応策】	
後期(実績評価)	
実施内容 ・チラシの作成やホームページ、市の広報の掲載を行い、市主催の研修や転倒予防体操推進団体への活動支援の際に事業の周知を図った。 ・立ち上げ支援を利用し2団体が立ち上がった。 ・既に運動を取り入れている団体(継続支援)は35団体の利用があった。 ・転倒予防体操推進員に対するリーダー支援は5圏域の地区会で実施した。	
自己評価結果 【△】 ・立ち上げ支援を利用し2団体が立ち上がった。 ・転倒予防体操推進員から立ち上がった団体が1団体、高齢者相談センターのイベントをきっかけに立ち上げ支援につながった団体が1団体であり、立ち上がり先が広がっている。 ・団体として自立後は、保健師や高齢者相談センターの職員が後方支援を行い、現在も団体として継続出来ている。	
課題と対応策 【課題】 ・新規団体が立ち上がるためのリーダーとなる人材の確保が困難である。 ・立ち上げ支援の申し込みが少ない。 【対応策】 ・高齢者相談センターと協力し、人材の確保と立ち上げ支援を利用し得る団体の情報を共有する。 ・介護予防に興味のある人が集まる団体に積極的に周知する等、新規支援の周知方法を検討していく。	

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）
指標	（3）介護予防教室の開催（①介護予防教室参加者の合計数）
担当部署	健康支援課

＜現状＞

介護予防に取り組むきっかけづくりとなる教室として、運動器の機能向上を目的とした「足腰げんき塾」と、認知症予防を目的とした「脳の活性化プログラム」を実施しています。

新型コロナウイルス感染症発生後は、実施時間の短縮や定員の増減、電話対応等、感染症対策に留意して実施しました。その後、感染症の状況の変化により「通いの場」へつながった数は徐々に増えてきています。

介護予防教室の開催状況（各年度末時点）

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
運動器の機能向上教室 「足腰げんき塾」	実施回数(回)	60	90	90
	実人数(人)	131	166	177
	人数(延べ)(人)	553	799	892
認知症予防の教室 「脳の活性化プログラム」	実施回数(回)	18	36	36
	実人数(人)	39	47	57
	人数(延べ)(人)	303	475	598

＜具体的な取り組み＞

介護予防教室への参加を外出や運動習慣のきっかけとして位置づけ、教室終了後はてんとうむし体操活動場所（P. 113）等の地域の高齢者の「通いの場」（P. 130）、その他の事業につなげていき、高齢者相談センター等と連携しつつ運動や外出を習慣化できるよう、市民の健康づくりを支援していきます。

令和5年度から、参加者の多様な運動機能に合わせ、スポーツジムの会場とした「足腰げんき塾立位運動コース」を開設します。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護予防教室参加者の合計数(人)	340	340	340

＜評価方法＞

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・介護予防教室参加者の合計数

年度	令和6（2024）年度
----	-------------

前期（中間評価）	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策 【課題】	
【対応策】	

後期（実績評価）	
実施内容	【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾ゆったりコース】 ・参加者実人数247人/年 女性：205人(83.0%)、男性42人(20.3%) 延人数1,199人 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾はつらつコース】 ・参加者実人数57人/年 女性：39人(68.4%)、男性18人(31.6%) 延人数202人 【認知症予防教室：脳の活性化プログラム】 ・参加者実人数58人/年 女性：47人(81.0%)、男性11人(19.0%) 延人数598人
自己評価結果	【◎】 ・足腰げんき塾ゆったりコース：参加人数は247人。定員280人に対し申込は304人で倍率は1.1倍であった。 ・足腰げんき塾はつらつコース：参加人数は57人。定員60人に対し申込は137人で倍率は2.3倍であった。 ・脳の活性化プログラム：参加人数は58人。定員60人に対し申込は184人で倍率は3.1倍であった。 ・介護予防教室全体での参加人数は362人。目標の人数は達成した。（目標値340人：達成率106.5%）
課題と対応策	【課題】 ①会場ごと参加希望者のばらつきや、用事や体調不良による辞退が課題である。 ②脳の活性化プログラムでは参加倍率が3倍を超えた。認知症予防のため、定員増加が必要である。 【対応策】 ①習志野市LINEにより幅広い層への周知に取り組むとともに、ちば電子申請サービスでの申込み受付を開始した。また落選者に対して、希望以外で空きがあったり、辞退者がある会場を紹介した。会場ごとで希望者に偏りがある足腰元気塾（ゆったりコース）に令和7年度よりAI姿勢分析をプログラムに追加。 ②令和7年度より脳の活性化プログラムのコースを増加する。

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）
指標	（3）介護予防教室の開催 （②教室参加者のうち、運動習慣化の意識を持っている人の割合）
担当部署	健康支援課

＜現状＞

介護予防に取り組むきっかけづくりとなる教室として、運動器の機能向上を目的とした「足腰げんき塾」と、認知症予防を目的とした「脳の活性化プログラム」を実施しています。

新型コロナウイルス感染症発生後は、実施時間の短縮や定員の増減、電話対応等、感染症対策に留意して実施しました。その後、感染症の状況の変化により「通いの場」へつながった数は徐々に増えてきています。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
教室参加者のうち、 運動習慣化の意識を 持っている人の割合(%)	82.4	85.0	98.5

＜具体的な取り組み＞

介護予防教室への参加を外出や運動習慣のきっかけとして位置づけ、教室終了後はてんとうむし体操活動場所（P.113）等の地域の高齢者の「通いの場」（P.130）、その他の事業につなげていき、高齢者相談センター等と連携しつつ運動や外出を習慣化できるよう、市民の健康づくりを支援していきます。

令和5年度から、参加者の多様な運動機能に合わせ、スポーツジムの会場とした「足腰げんき塾立位運動コース」を開設します。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
教室参加者のうち、運動習慣化の意識を持っている人の割合(%)	80.0	80.0	80.0

＜評価方法＞

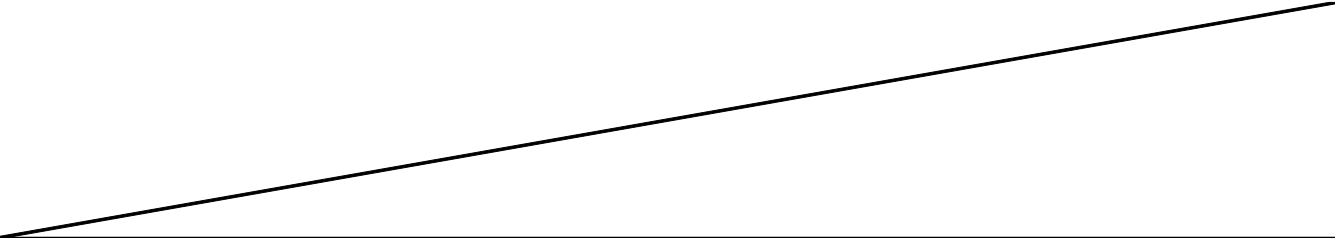
◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・介護予防教室参加者のうち、運動習慣化の意識を持っている人の割合

年度	令和6 (2024) 年度
前期 (中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果 	
課題と対応策 【課題】 【対応策】	
後期 (実績評価)	
実施内容 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾ゆったりコース】参加後アンケート回答189人/年 「いつもこころがけている」59人(31.2%) 「できるだけこころがけている」122人(64.6%) 「あまりこころがけていない」8人(4.2%) (参加者実人数 247人/年) 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾はつらつコース】参加後アンケート回答52人/年 「いつもこころがけている」17人(32.7%) 「できるだけこころがけている」32人(61.5%) 「あまりこころがけていない」3人(0.2%) (参加者実人数 57人/年) 【認知症予防教室：脳の活性化プログラム】参加前後アンケート回答46人/年 「いつもこころがけている」11人(23.9%) 「できるだけこころがけている」34人(73.9%) 「あまりこころがけていない」1人(2.2%) (参加者実人数 58人/年)	
自己評価結果 【◎】 運動習慣化の意識を持っている参加者（アンケートで「いつもこころがけている」「できるだけこころがけている」と回答した人）の割合は、介護予防教室（足腰げんき塾・脳の活性化プログラム）としては95.8%であり、目標は達成している。（目標値82.4%：達成率116.0%）	
課題と対応策 【課題】 ・教室に参加した後も「あまりこころがけていない」と回答した者がいることから、さらに運動習慣化への意識づけが必要と考える。 【対応策】 ・グループワークの充実や、運動習慣化の意識が低い者への個別のはたらきかけを行った。	

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）
指標	(3) 介護予防教室の開催 (③教室参加者のうち、生活機能が維持・向上している人の割合)
担当部署	健康支援課

<現状>

介護予防に取り組むきっかけづくりとなる教室として、運動器の機能向上を目的とした「足腰げんき塾」と、認知症予防を目的とした「脳の活性化プログラム」を実施しています。

新型コロナウイルス感染症発生後は、実施時間の短縮や定員の増減、電話対応等、感染症対策に留意して実施しました。その後、感染症の状況の変化により「通いの場」へつながった数は徐々に増えてきています。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
教室参加者のうち、生活機能が 維持・向上している人の割合(%)	56.5	52.6	64.1

<具体的な取り組み>

介護予防教室への参加を外出や運動習慣のきっかけとして位置づけ、教室終了後はてんとうむし体操活動場所（P. 113）等の地域の高齢者の「通いの場」（P. 130）、その他の事業につなげていき、高齢者相談センター等と連携しつつ運動や外出を習慣化できるよう、市民の健康づくりを支援していきます。

令和5年度から、参加者の多様な運動機能に合わせ、スポーツジムの会場とした「足腰げんき塾立位運動コース」を開設します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
教室参加者のうち、生活機能が 維持・向上している人の割合(%)	80.0	80.0	80.0

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・介護予防教室参加者のうち、生活機能が維持・向上している人の割合

自己評価シート【3-2 (3) 介護予防教室の開催
(③教室参加者のうち、生活機能が維持・向上している人の割合)】

年度	令和6(2024)年度
前期(中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策 【課題】 【対応策】	
後期(実績評価)	
実施内容 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾ゆったりコース】参加前後アンケート回答200人/年 「改善」77人(40.6%)「維持」54人(33.3%)「悪化」69人(26.1%) (参加者実人数 247人/年) 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾はつらつコース】参加前後アンケート回答52人/年 「改善」20人(38.4%)「維持」14人(26.9%)「悪化」0人(0%) (参加者実人数 57人/年) 【認知症予防教室：脳の活性化プログラム】参加前後アンケート回答47人/年 「改善」20人(25.5%)「維持」12人(25.5%)「悪化」15人(31.9%) (参加者実人数 58人/年)	
自己評価結果 【◎】 ・生活機能が維持向上している参加者は、足腰げんき塾ゆったりコースが65.5%、足腰げんき塾はつらつコースが65.3%、脳の活性化プログラムが68.1%で合わせた平均値は65.9%となった。(目標値80.0%：達成率82.4%) ・さらにアンケートで実施している主観的健康観の「非常に健康」「まあ健康」「ふつう」と回答した者は、足腰げんき塾ゆったりコース185人(93.0%)、足腰げんき塾はつらつコース52人(100%)、脳の活性化プログラム37人(78.7%)であり、274人(91.9%)が健康であると感じていた。	
課題と対応策 【課題】 ・生活機能が悪化となった者は、教室終了アンケート時に体調不良であったり、“物忘れ”や“むせることがある”などの症状への気づきが高まったためと考える。 【対応策】 ・主観的健康観など他の項目も併せて総合的に評価していく。	

基本目標	3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本施策	3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）
指標	（3）介護予防教室の開催（④介護予防教室参加者のうち、終了後に地域の高齢者の「通いの場」へ参加している割合）
担当部署	健康支援課

＜現状＞

介護予防に取り組むきっかけづくりとなる教室として、運動器の機能向上を目的とした「足腰げんき塾」と、認知症予防を目的とした「脳の活性化プログラム」を実施しています。

新型コロナウイルス感染症発生後は、実施時間の短縮や定員の増減、電話対応等、感染症対策に留意して実施しました。その後、感染症の状況の変化により「通いの場」へつながった数は徐々に増えてきています。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
教室参加者のうち、地域の高齢者の「通いの場」への参加が増えた人数	6人/170人 (3.5%)	15人/213人 (7%)	44人/234人 (19%)

＜具体的な取り組み＞

介護予防教室への参加を外出や運動習慣のきっかけとして位置づけ、教室終了後はてんとうむし体操活動場所（P.113）等の地域の高齢者の「通いの場」（P.130）、その他の事業につなげていき、高齢者相談センター等と連携しつつ運動や外出を習慣化できるよう、市民の健康づくりを支援していきます。

令和5年度から、参加者の多様な運動機能に合わせ、スポーツジムの会場とした「足腰げんき塾立位運動コース」を開設します。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護予防教室参加者のうち、終了後に地域の高齢者の「通いの場」等へ参加している割合（%）	70.0	70.0	70.0

＜評価方法＞

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・介護予防教室参加者のうち、終了後に地域の高齢者の「通いの場」へ参加している割合

自己評価シート

【3-2 (3) 介護予防教室の開催 (④介護予防教室参加者のうち、終了後に地域の高齢者の「通いの場」へ参加している割合)】

年度	令和6 (2024) 年度
前期 (中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策 【課題】 【対応策】	
後期 (実績評価)	
実施内容 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾ゆったりコース】参加後アンケート回答197人/年 「増えた」44人 (22.3%)、「変わらない」110人 (55.8%)、「減った」22人 (11.2%)、「参加していない」21人 (10.7%) (参加者実人数 247人/年) 【運動器の機能向上教室：足腰げんき塾はつらつコース】参加後アンケート回答52人/年 「増えた」9人 (17.3%)、「変わらない」35人 (67.3%)、「減った」0人 (0%)、「参加していない」8人 (15.4%) (参加者実人数 57人/年) 【認知症予防教室：脳の活性化プログラム】 参加後アンケート回答46人/年 地域の通いの場の参加について： 「増えた」13人 (28.3%)、「変わらない」24人 (52.2%)、「減った」4人 (8.7%)、「参加していない」5人 (10.9%) (参加者実人数 58人/年)	
自己評価結果 【◎】 「通いの場」に参加している人の数は合計261人 (88.5%) となり、目標は達成した。チラシ“教室卒業後の地域の通いの場のご案内”を作成し、グループワークでの情報交換に役立てたり、住所地が近い参加者に声をかけるなどのきめ細やかな支援の効果と考える。(目標値70.0%：達成率126.4%)	
課題と対応策 【課題】 ・高齢者が期待する「通いの場」は個別性が高く、内容やアクセスなど考慮が必要である。 【対応策】 ・ひとりひとりのニーズに合った「通いの場」を紹介していく。 ・自主グループを促し、“まちでフィットネス”や“まちづくり出前講座”などで継続を支援する。	

基本目標	4 地域で支えあう仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	(1) 高齢者サービス及び地域における多様な社会資源による支援体制の整備 (①-1 生活支援体制整備事業_地域テラスを提供する団体数)
担当部署	高齢者支援課

＜現状と課題＞

要支援者等の介護度の軽い高齢者については、IADL（手段的日常生活動作）の低下により生じる日常生活上の困りごとや、外出等に対する支援が求められています。

本市では、互助を基本とした生活支援サービスを創出するため、地域のネットワークの構築や担い手の創出、支援ニーズと活動のマッチング等を行う「生活支援コーディネーター」を第1層（市内全域）、第2層（日常生活圏域ごと）に配置しています。

また、第2層生活支援コーディネーターを中心として、日常生活圏域ごとに協議体を設置し、各圏域におけるネットワークの強化を図り、生活支援のあり方について、地域住民等と協議を進めてきました。

このような取り組みの結果、各地域で高齢者が集える場づくりが進んできました。すべての高齢者を対象とする一般介護予防事業において、地域住民が主体となり運営される地域の高齢者の「通いの場」（P.130）となる「地域テラス」の継続を支援してきました。今後は、要支援者等も対象に含んだ地域での集える場の創出が求められています。

この他、一人暮らしの高齢者の困りごと等に対応する、住民主体の訪問型サービス等を継続的に行うための支援策等が必要となっています。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
地域テラスを 提供する団体数(団体)	12	14	13

＜具体的な取り組み＞

第2層ごとの協議体において、地域住民が主体となり、地域の高齢者の「通いの場」を創出することに加え、生活上の困りごとをサポートし合い、お互いの見守りができるような仕組みづくりに取り組みます。

また、各日常生活圏域から抽出される課題については、市全域としての地域ケア推進会議において検討します。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域テラスを 提供する団体数(団体)	13	13	14

＜評価方法＞

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 地域テラスを提供する団体数

自己評価シート

【４－１（１）高齢者サービス及び地域における多様な

社会資源による支援体制の整備（①－１生活支援体制整備事業_地域テラスを提供する団体数）】

年度	令和６（２０２４）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 地域住民が主体となって運営する「地域テラス（サロン）」の開催について、多くの活動団体が活動を実施し、新規に活動を開始した団体もあった。交流の場を通じて介護予防に取り組むことへの意欲が伺える。
自己評価結果 【◎】 地域テラスを提供する団体数：１４団体
課題と対応策 【課題】 補助金交付団体としての、一定のルールを意識して活動いただけるように後方支援の必要がある。 【対応策】 ・地域の高齢者の心身状態の低下を危惧することから、活動を実施した団体が多かった。 ・今後も、活動団体が安心して活動を継続できるよう、活動内容等について検討しながら支援を行う。

後期（実績評価）
実施内容 地域住民が主体となって運営する「地域テラス（サロン）」の開催について、多くの活動団体が活動を実施し、新規に活動を開始した団体もあった。交流の場を通じて介護予防に取り組むことへの意欲が伺える。
自己評価結果 【◎】 地域テラスを提供する団体数：１５団体
課題と対応策 【課題】 補助金交付団体としての、一定のルールを意識して活動いただけるように後方支援の必要がある。 【対応策】 ・地域の高齢者の興味関心のある活動内容に、創意工夫をし活動の継続に努力をし実施している。 ・今後も、活動団体が安心して活動を継続できるよう、活動内容等について検討しながら支援を行う。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	(1) 高齢者サービス及び地域における多様な社会資源による支援体制の整備 (①-2 生活支援体制整備事業_住民主体による通所型サービスを提供する団体数)
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

要支援者等の介護度の軽い高齢者については、IADL（手段的日常生活動作）の低下により生じる日常生活上の困りごとや、外出等に対する支援が求められています。

本市では、互助を基本とした生活支援サービスを創出するため、地域のネットワークの構築や担い手の創出、支援ニーズと活動のマッチング等を行う「生活支援コーディネーター」を第1層（市内全域）、第2層（日常生活圏域ごと）に配置しています。

また、第2層生活支援コーディネーターを中心として、日常生活圏域ごとに協議体を設置し、各圏域におけるネットワークの強化を図り、生活支援のあり方について、地域住民等と協議を進めてきました。

このような取り組みの結果、各地域で高齢者が集える場づくりが進んできました。すべての高齢者を対象とする一般介護予防事業において、地域住民が主体となり運営される地域の高齢者の「通いの場」（P.130）となる「地域テラス」の継続を支援してきました。今後は、要支援者等も対象に含んだ地域での集える場の創出が求められています。

この他、一人暮らしの高齢者の困りごと等に対応する、住民主体の訪問型サービス等を継続的に行うための支援策等が必要となっています。

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
住民主体による 通所型サービスを提供する団体数(団体)	—	—	—

<具体的な取り組み>

第2層ごとの協議体において、地域住民が主体となり、地域の高齢者の「通いの場」を創出することに加え、生活上の困りごとをサポートし合い、お互いの見守りができるような仕組みづくりに取り組みます。

また、各日常生活圏域から抽出される課題については、市全域としての地域ケア推進会議において検討します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
住民主体による 通所型サービスを提供する団体数(団体)	1	1	1

<評価方法>

◎時点

- 中間評価あり
□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・住民団体による通所型サービスを提供する団体数

自己評価シート

【４－１（１）高齢者サービス及び地域における多様な社会資源による
支援体制の整備（①－２生活支援体制整備事業_住民主体による通所型サービスを提供する団体数）】

年度	令和６（２０２４）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 要支援者等を対象とする、通所型サービスの運営の実施には、負担感もあり、住民主体の通いの場の創出に至らない。比較的、元気な一般高齢者を対象とした通いの場の運営は実施できている。
自己評価結果 【×】 ・住民主体による通所型サービスを提供する団体数：０団体 ・要支援者等を対象とした、住民が主体となって運営する通所型サービスの創出には至っていない。
課題と対応策 【課題】 地域住民の集える場「地域テラス」等の継続した運営の支援のあり方等について検討を進める必要がある。 【対応策】 引き続き、地域での協議を通して、サービスの取り組みに努めていく。

後期（実績評価）
実施内容 要支援者等を対象とする、通所型サービスの運営の実施には、負担感もあり、住民主体の通いの場の創出に至らない。（実際には軽度認定に該当するような方が参加していても、市の補助金を求めている場合も含む。） 一方で、比較的、元気な一般高齢者を対象とした通いの場の運営は実施できている。
自己評価結果 【×】 ・住民主体による通所型サービスを提供する団体数：０団体 ・要支援者等を対象とした、住民が主体となって運営する通所型サービスの創出には至っていない。
課題と対応策 【課題】 地域住民の集える場「地域テラス」等の継続した運営の支援のあり方等について検討を進める必要がある。 【対応策】 引き続き、地域での協議を通して、サービスの取り組みに努めていく。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	(1) 高齢者サービス及び地域における多様な社会資源による支援体制の整備 (①-3 生活支援体制整備事業_住民主体による訪問型サービスを提供する団体数)
担当部署	高齢者支援課

＜現状と課題＞

要支援者等の介護度の軽い高齢者については、IADL（手段的日常生活動作）の低下により生じる日常生活上の困りごとや、外出等に対する支援が求められています。

本市では、互助を基本とした生活支援サービスを創出するため、地域のネットワークの構築や担い手の創出、支援ニーズと活動のマッチング等を行う「生活支援コーディネーター」を第1層（市内全域）、第2層（日常生活圏域ごと）に配置しています。

また、第2層生活支援コーディネーターを中心として、日常生活圏域ごとに協議体を設置し、各圏域におけるネットワークの強化を図り、生活支援のあり方について、地域住民等と協議を進めてきました。

このような取り組みの結果、各地域で高齢者が集える場づくりが進んできました。すべての高齢者を対象とする一般介護予防事業において、地域住民が主体となり運営される地域の高齢者の「通いの場」（P.130）となる「地域テラス」の継続を支援してきました。今後は、要支援者等も対象に含んだ地域での集える場の創出が求められています。

この他、一人暮らしの高齢者の困りごと等に対応する、住民主体の訪問型サービス等を継続的に行うための支援策等が必要となっています。

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
住民主体による 訪問型サービスを 提供する団体数(団体)	—	—	—

＜具体的な取り組み＞

第2層ごとの協議体において、地域住民が主体となり、地域の高齢者の「通いの場」を創出することに加え、生活上の困りごとをサポートし合い、お互いの見守りができるような仕組みづくりに取り組みます。

また、各日常生活圏域から抽出される課題については、市全域としての地域ケア推進会議において検討します。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
住民主体による 訪問型サービスを 提供する団体数(団体)	1	1	1

＜評価方法＞

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・住民主体による訪問型サービスを提供する団体数

自己評価シート

【４－１（１）高齢者サービス及び地域における多様な社会資源による
支援体制の整備（①－３生活支援体制整備事業_住民主体による訪問型サービスを提供する団体数）】

年度	令和６（２０２４）年度
前期（中間評価）	
実施内容 市で養成した担い手で構成する、住民主体による訪問型サービスの活動団体の創出に向けて、有志で協議をし具体的に協議を勧めた経過があるが、サービス提供団体として活動するには至っていない。	
自己評価結果 【×】 ・住民主体による訪問型サービスを提供する団体数：０団体 ・令和５年度開始を目標とした活動団体の創出に向け、有志で、サービス提供に向けた具体的な内容の協議を実施してきたところだが、継続した活動の運営に課題があり、現時点では、要支援者等を対象とした訪問型サービスの創出には至っていない。	
課題と対応策 【課題】 要支援者等を対象とした訪問型サービスの創出の開始に向けた準備が必要。 【対応策】 引き続き、地域での協議を通じて、困りごとの解消のための取り組みに努めていく。	
後期（実績評価）	
実施内容 市で養成した担い手で構成する、住民主体による訪問型サービスの活動団体の創出に向けて、有志で協議をし具体的に協議を勧めた経過があるが、サービス提供団体として活動するには至っていない。	
自己評価結果 【×】 ・住民主体による訪問型サービスを提供する団体数：０団体 ・住民が主体となって活動をするにあたり、負担感が大きく、活動の運営に課題があり、現時点では、要支援者等を対象とした訪問型サービスの創出には至っていない。	
【課題】 要支援者等を対象とした訪問型サービスの創出の開始に向けた準備が必要。 【対応策】 引き続き、地域での協議を通じて、困りごとの解消のための取り組みに努めていく。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	(1) 高齢者サービスおよび地域における多様な社会資源による支援体制の整備 (2-1 地域ケア会議推進事業_地域ケア推進会議の開催数)
担当部署	高齢者支援課

自己評価結果

令和3年度より高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続することができるよう、個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を推進し、地域包括ケアシステムの実現に向けて、「地域ケア推進会議」を実施しています。

5つの日常生活圏域においては、高齢者相談センターごとに地域の課題について検討を行う「地域ケア圏域会議」や、困難事例に対する検討や個別の自立支援をテーマに検討を行う「地域ケア個別会議」を実施しています。

地域ケア会議の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
地域ケア会議（圏域・個別）の開催数（回）	15	18	35

＜具体的な取り組み＞

「地域ケア推進会議」において、高齢者の地域生活における課題を共有し、課題解決に必要なインフォーマルサービスや地域の見守り等の資源開発・地域づくりに関する内容について、「生活支援」のほか、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい（生活の場）」等にかかわるさまざまな関係者とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた、生活支援サービス及び地域における人材や制度など、多様な社会資源による支援体制の構築を検討します。

また、5つの日常生活圏域においては、引き続き、地域ケア圏域会議、地域ケア個別会議を実施します。

なお、地域ケア個別会議においては、困難事例の検討だけではなく、要支援者等のプランに対して、介護予防・自立支援の観点から、医療・介護の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が協働し、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で本人が望む生活を継続できる支援に向けた検討をする「介護予防自立支援検討会議」を実施します。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域ケア推進会議の開催数（回）	2	2	2

＜評価方法＞

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 地域ケア推進会議の開催数

自己評価シート

【（１）高齢者サービス及び地域における多様な
社会資源による支援体制の整備（②－１地域ケア会議推進事業_地域ケア推進会議の開催数）】

年度	令和6（2024）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・「令和6年度習志野市地域ケア推進会議」は令和6年11月1日と令和7年2月4日（両日後期）に開催予定。 ・「高齢者が住み慣れた地域でその人らしい暮らしを続けることができる地域包括ケアシステム」の構築に向け有意義な意見交換が出来るよう、前回までの協議内容を整理し、今年度議論すべきテーマを選定した。	
自己評価結果 【×】 ・地域ケア推進会議の開催数：0回 ・今年度は「フレイルである人をどうサポートするか」の議論が必要と考え、「社会的観点からみるフレイルの取り組み」等について情報共有すると共に、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現として、移動支援及び地域住民同士の交流の場となる、「ベンチの設置」について議論が出来るよう11月開催に向けて準備をしている。	
課題と対応策 【課題】 市全域で有効に意見交換をするための資料作成等が必要である。 【対応策】 ・地域ケア個別会議や圏域会議の内容の整理。 ・各圏域で実施している介護予防（フレイル予防）の取り組みの整理。 ・先行自治体例（ベンチ設置）の調査。 ・各圏域の実態調査（ベンチの設置状況等）。	
後期（実績評価）	
実施内容 ・令和6年11月1日に「令和6年度第1回習志野市地域ケア推進会議」を開催 ・令和7年2月4日に「令和6年度第2回習志野市地域ケア推進会議」を開催 ・「高齢者が住み慣れた地域でその人らしい暮らしを続けることができる地域包括ケアシステム」の構築に向けて有意義な意見交換が出来るよう、前回までの協議内容を整理し、各回とも今年度議論すべきテーマを選定し開催した。	
自己評価結果 【◎】 地域ケア推進会議の開催数：2回 ・第1回では、「社会的観点からみるフレイルの取り組み」等について情報共有すると共に、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現として、「移動支援」及び地域住民同士の交流の場となる「ベンチの設置」について協議した。 ・第2回では、「移動支援」や「交流の機会」を意図した取り組みについて、地域住民の参加を促す手法やアイデアの情報共有をすると共に、今後「ベンチの設置」に関して地域住民との協働・協力を得ながら、どのような取組をしていくのが良いかを協議した。	
課題と対応策 【課題】 地域課題の解決につながる地域ケア推進会議の開催 【対応策】 地域ケア個別会議や圏域会議の内容の整理 ・地域課題や自立阻害要因の抽出・分類等 ・地域ケア会議に関する負担の軽減	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	(1) 高齢者サービス及び地域における多様な社会資源による支援体制の整備 (2) 地域ケア会議推進事業_地域ケア会議(圏域・個別)の開催数
担当部署	高齢者支援課

<現状>

令和3年度より高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続することができるよう、個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を推進し、地域包括ケアシステムの実現に向けて、「地域ケア推進会議」を実施しています。

5つの日常生活圏域においては、高齢者相談センターごとに地域の課題について検討を行う「地域ケア圏域会議」や、困難事例に対する検討や個別の自立支援をテーマに検討を行う「地域ケア個別会議」を実施しています。

地域ケア会議の実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
地域ケア会議(圏域・個別)の開催数(回)	15	18	35

<具体的な取り組み>

「地域ケア推進会議」において、高齢者の地域生活における課題を共有し、課題解決に必要なインフォーマルサービスや地域の見守り等の資源開発・地域づくりに関する内容について、「生活支援」のほか、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい(生活の場)」等にかかわるさまざまな関係者とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた、生活支援サービス及び地域における人材や制度など、多様な社会資源による支援体制の構築を検討します。

また、5つの日常生活圏域においては、引き続き、地域ケア圏域会議、地域ケア個別会議を実施します。

なお、地域ケア個別会議においては、困難事例の検討だけではなく、要支援者等のプランに対して、介護予防・自立支援の観点から、医療・介護の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が協働し、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で本人が望む生活を継続できる支援に向けた検討をする「介護予防自立支援検討会議」を実施します。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域ケア会議 (圏域・個別)の開催数(回)	25	25	25

<評価方法>

◎時点

- 中間評価あり
□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ 地域ケア会議(圏域・個別)の開催数

自己評価シート

【４－１高齢者サービス及び地域における多様な社会資源による
支援体制の整備（②－２地域ケア会議推進事業_地域ケア会議（圏域・個別）の開催数）】

年度	令和6（2024）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・5つの日常生活圏域において、高齢者相談センターごとに地域の課題について検討を行う「地域ケア圏域会議」を実施してる。 ・地域の個別の事例については、高齢者相談センターごとに困難事例に対する検討を行う「地域ケア個別会議」を実施している。	
自己評価結果 【△】 令和6年9月末現在で、地域ケア個別会議17回、地域ケア圏域会議3回、実施している。	
課題と対応策 【課題】 より効果的な会議にするための運営手法の工夫と個別事例からの各圏域における地域課題を整理することで圏域のネットワークを構築していく必要がある。 【対応策】 ・地域課題の発掘と共有という目的に沿う内容の会議になるよう運営を補助する。 ・個別事例からの個別課題を普遍化し地域課題が把握できるよう支援する。	
後期（実績評価）	
実施内容 ・5つの日常生活圏域において、高齢者相談センターごとに地域の課題について検討を行う「地域ケア圏域会議」を開催した。 ・地域の個別の事例については、高齢者相談センターごとに困難事例に対する検討を行う「地域ケア個別会議」を実施した。	
自己評価結果 【◎】 令和6年度は、地域ケア圏域会議8回、地域ケア個別会議27回を実施した。 地域ケア個別会議に関わる負担軽減として、報告書の見直しを行い、開催数は増加した。	
課題と対応策 【課題】 個別事例からの集積による地域課題の把握 【対応策】 ・個別事例からの個別課題を普遍化し地域課題や自立阻害要因が把握できるよう、会議運営の補助や支援をする。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	(1) 高齢者サービス及び地域における多様な社会資源による支援体制の整備 (2) ②-3 地域ケア会議推進事業_地域ケア個別会議のうち、「介護予防自立支援検討会議の開催数」)
担当部署	高齢者支援課

<現状>

令和3年度より高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続することができるよう、個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を推進し、地域包括ケアシステムの実現に向けて、「地域ケア推進会議」を実施しています。

5つの日常生活圏域においては、高齢者相談センターごとに地域の課題について検討を行う「地域ケア圏域会議」や、困難事例に対する検討や個別の自立支援をテーマに検討を行う「地域ケア個別会議」を実施しています。

地域ケア会議の実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
地域ケア会議(圏域・個別)の開催数(回)	15	18	35

<具体的な取り組み>

「地域ケア推進会議」において、高齢者の地域生活における課題を共有し、課題解決に必要なインフォーマルサービスや地域の見守り等の資源開発・地域づくりに関する内容について、「生活支援」のほか、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい(生活の場)」等にかかわるさまざまな関係者とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた、生活支援サービス及び地域における人材や制度など、多様な社会資源による支援体制の構築を検討します。

また、5つの日常生活圏域においては、引き続き、地域ケア圏域会議、地域ケア個別会議を実施します。

なお、地域ケア個別会議においては、困難事例の検討だけではなく、要支援者等のプランに対して、介護予防・自立支援の観点から、医療・介護の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が協働し、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で本人が望む生活を継続できる支援に向けた検討をする「介護予防自立支援検討会議」を実施します。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域ケア個別会議のうち、「介護予防自立支援検討会議」の開催数(回)	5	5	5

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 地域ケア個別会議のうち、「介護予防自立支援検討会議」の開催数

自己評価シート

【4-1（1）高齢者サービス及び

地域における多様な社会資源による支援体制の整備

（②-3 地域ケア会議推進事業_地域ケア個別会議のうち、「介護予防自立支援検討会議の開催数」）】

年度	令和6（2024）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 高齢者相談センターの「介護予防自立支援の視点」をより強化し、自立支援に向けたアセスメントの視点や目標設定等について、専門職の方々から助言を得て介護予防の推進を図る目的で、5圏域合同開催で5事例の検討をする準備をしている。
自己評価結果 【×】 「介護予防自立支援検討会議」の開催数：後期に5圏域合同で1回の開催予定 当会議に関する様々な負担を軽減しかつ課題を整理し効率的な開催に向けて準備している。
課題と対応策 【課題】 ・地域の居宅介護支援事業所のケアマネジャーからの事例提供がない。 ・自立支援の視点で地域の多職種の専門職からの助言を得るための事例選出が困難である。 【対応策】 ・事例提供者の提出書類の削減と会議の効率化。

後期（実績評価）
実施内容 高齢者相談センターの「介護予防自立支援の視点」をより強化し、自立支援に向けたアセスメントの視点や目標設定等について、専門職から助言を得て5事例の検討をする「自立支援検討会議」を5圏域合同で開催した。
自己評価結果 【×】 「介護予防自立支援検討会議」の開催数：年1回の5圏域合同開催に変更（令和7年1月29日） 当会議に関わる高齢者相談センターの負担を軽減しつつ、提出事例に対する自立支援に向けたアセスメントの視点や目標設定等について、助言者から有用な助言を得る事が出来た。
課題と対応策 【課題】 ・地域の居宅介護支援事業所のケアマネジャーの期待に沿った会議の開催 ・事例の選出 【対応策】 会議運営の見直し ・事例数、時間配分、構成等 ・事例選出に関わる支援

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	(1) 高齢者サービス及び地域における多様な社会資源による支援体制の整備 (2) 4 地域ケア会議推進事業_地域ケア個別会議のうち、「介護予防自立支援検討会議」におけるケアマネジャーの参加率
担当部署	高齢者支援課

＜現状と課題＞

令和3年度より高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続することができるよう、個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を推進し、地域包括ケアシステムの実現に向けて、「地域ケア推進会議」を実施しています。

5つの日常生活圏域においては、高齢者相談センターごとに地域の課題について検討を行う「地域ケア圏域会議」や、困難事例に対する検討や個別の自立支援をテーマに検討を行う「地域ケア個別会議」を実施しています。

地域ケア会議の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
地域ケア会議（圏域・個別）の開催数（回）	15	18	35

＜具体的な取り組み＞

「地域ケア推進会議」において、高齢者の地域生活における課題を共有し、課題解決に必要なインフォーマルサービスや地域の見守り等の資源開発・地域づくりに関する内容について、「生活支援」のほか、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい（生活の場）」等にかかわるさまざまな関係者とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた、生活支援サービス及び地域における人材や制度など、多様な社会資源による支援体制の構築を検討します。

また、5つの日常生活圏域においては、引き続き、地域ケア圏域会議、地域ケア個別会議を実施します。

なお、地域ケア個別会議においては、困難事例の検討だけではなく、要支援者等のプランに対して、介護予防・自立支援の観点から、医療・介護の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が協働し、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で本人が望む生活を継続できる支援に向けた検討をする「介護予防自立支援検討会議」を実施します。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
地域ケア個別会議のうち、「介護予防自立支援検討会議」におけるケアマネジャーの参加率（%）	60.0	60.0	60.0

＜評価方法＞

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 地域ケア個別会議のうち、「介護予防自立支援検討会議」におけるケアマネジャーの参加率

自己評価シート

【4-1（1）高齢者サービス及び

地域における多様な社会資源による支援体制の整備（②-4 地域ケア会議推進事業

地域ケア個別会議のうち、「介護予防自立支援検討会議」におけるケアマネジャーの参加率）】

年度	令和6（2024）年度
前期（中間評価）	
実施内容 令和6年度介護予防自立支援検討会議の開催は令和7年1月29日（後期）に実施予定。	
自己評価結果 【×】 ・「介護予防自立支援検討会議」の開催数：後期に5圏域合同で1回の開催予定 ・「介護予防自立支援検討会議」における各圏域のケアマネジャーの参加率は未定である、市内事業所に周知予定。	
課題と対応策 【課題】 市内居宅介護支援事業所のケアマネジャーに会議の目的や内容について、より周知をしなければならない。 【対応策】 ケアマネジャーの資質向上につながる検討会議の在り方の検討と引き続き会議の周知を進め、当会議の理解を深めてもらう。	
後期（実績評価）	
実施内容 令和6年度介護予防自立支援検討会議は、令和7年1月29日に5圏域合同で開催	
自己評価結果 【△】 ケアマネジャーの参加率：41.7% 参加率が低い原因として、現在、市内居宅介護支援事業所のケアマネジャーが担当する対象者のほとんどが要介護者であり、当会議が目的としている「介護予防自立支援の視点」の強化が、実際の業務に活かせるものではないと認識されている事によるものだと考えている。しかし、参加したケアマネジャーの満足度は高いことから、当会議における評価指標の見直しが必要である。	
課題と対応策 【課題】 市内居宅介護支援事業所のケアマネジャーのニーズに合った目的や内容の会議の開催 【対応策】 ケアマネジャーの資質向上のみならず、実務に活かせる検討会議の在り方の検討と引き続き会議の周知を進め、当会議の理解を深めてもらう。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	(3) 地域で高齢者を支える市民の養成と活動支援 (①-1 生活支援等のサービスの担い手の養成と活動支援_多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座終了者のうち、緩和した基準によるサービス事業所や住民主体の活動団体へ登録または習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録する人の割合)
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

要支援者等の日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を行う担い手を養成するため、「市認定ヘルパー養成講座」を開催しています。
養成講座修了者は、緩和した基準によるサービス事業所に登録またはボランティアとして要支援者への必要なサービス活動に関わっていきけるよう、支援しています。
日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を実施するためには、市域にバランスよくサービスの担い手が創出されていることが必要です。

市認定ヘルパー養成講座の実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
開催数(回)	0	2	2
修了者(人)	0	19	16

<具体的な取り組み>

第9期計画においても、生活支援等を行う担い手が創出されるよう養成講座を継続することで、市域にバランスよく担い手が存在するよう努めます。このことにより、緩和した基準によるサービス事業所あるいは地域のボランティア(住民主体の団体含む)等が、要支援者に必要なサービスを提供できる体制づくりを目指します。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座修了者のうち、緩和した基準によるサービス事業所や住民主体の活動団体へ登録または習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録する人の割合(%)	100	100	100

<評価方法>

◎時点

- ☒ 中間評価あり
☐ 実績評価のみ

◎評価方法

・市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録または緩和した基準によるサービス事業所へ登録する人の割合

自己評価シート

【（３）地域で高齢者を支える市民の養成と活動支援（①－１
生活支援等のサービスの担い手の養成と活動支援 多様な主体による
サービスの担い手を養成する講座終了者のうち、緩和した基準によるサービス事業所や
住民主体の活動団体へ登録または習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録する人の割合）】

年度	令和 6（2024）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・ 要支援者などの日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を行う担い手を養成するため、「シニアサポーター養成講座」を６月に３日間、８月に１日開催し、６月２６日から８月８日の期間で、過去の修了者の個人宅での生活援助の定期活動に同行やデイサービス等の通所介護施設での活動とするなど、受講生に修了後の活動をイメージしやすさに配慮した実習を行った。（講座受講者６名、うち修了者は３名） ・ 修了者（３名）が習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録した。	
自己評価結果 【◎】 ・ シニアサポーター養成講座修了者のうち、習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録または緩和した基準によるサービス事業所へ登録する人の割合：１００．０％（３名のうち３名） ・ １５名定員のところ、受講者は６名であった。	
課題と対応策 【課題】 受講生の減少 【対応策】 今年度前期は、対象者を谷津エリアに絞った。従来の年齢層以外に、比較的若い年齢層にも関心を持っていただくことを狙い、未就学児、小学生を育てる親世代をターゲットに含めて広報配布先を変更した。	
後期（実績評価）	
実施内容 ・ 令和６年度第２回シニアサポーター養成講座の開催を予定していたが申し込みがなく開催を中止した。	
自己評価結果 【◎】 ・ 後期での養成講座の開催への申し込みがなく、ボランティア登録者は増えなかった。 ・ 今年度通年では、目標を達成した。	
課題と対応策 【課題】 受講生の減少 【対応策】 要支援者などの日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を行う担い手の養成を一旦終了し、今一度高齢者の支援ニーズ、関心ごとや多様な主体の活動について把握し、担い手の獲得に繋げていく。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	(3) 地域で高齢者を支える市民の養成と活動支援 (①-2 生活支援等のサービスの担い手の養成と活動支援_多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座修了者のうち、緩和した基準によるサービス事業所や住民主体の活動団体へ登録またはボランティア等の多様なサービスの提供に携わる人の割合)
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

要支援者等の日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を行う担い手を養成するため、「市認定ヘルパー養成講座」を開催しています。
養成講座修了者は、緩和した基準によるサービス事業所に登録またはボランティアとして要支援者への必要なサービス活動に関わっていただけるよう、支援しています。
日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を実施するためには、市域にバランスよくサービスの担い手が創出されていることが必要です。

市認定ヘルパー養成講座の実施状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
開催数(回)	0	2	2
修了者(人)	0	19	16

<具体的な取り組み>

第9期計画においても、生活支援等を行う担い手が創出されるよう養成講座を継続することで、市域にバランスよく担い手が存在するよう努めます。このことにより、緩和した基準によるサービス事業所あるいは地域のボランティア(住民主体の団体含む)等が、要支援者に必要なサービスを提供できる体制づくりを目指します。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座修了者のうち、緩和した基準によるサービス事業所や住民主体の活動団体またはボランティア等の多様なサービスの提供に携わる人の割合(%)	30.0	30.0	30.0

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、ボランティアまたは緩和した基準によるサービス事業所などの多様なサービスの提供に携わる人の割合

自己評価シート

【4-1（3）地域で高齢者を支える市民の養成と活動支援

（①-2生活支援等のサービスの担い手の養成と活動支援

多様な主体によるサービスの担い手を養成する講座修了者のうち、緩和した基準によるサービス事業所や住民主体の活動団体へ登録またはボランティア等の多様なサービスの提供に携わる人の割合）】

年度	令和6（2024）年度
前期（中間評価）	
実施内容 要支援者などの日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を行う担い手を養成するため、「シニアサポーター養成講座」を6月に3日間、8月に1日開催し、6月26日から8月8日の期間で、過去の修了者の個人宅での生活援助の定期活動に同行やデイサービス等の通所介護施設での活動とするなど、受講生に修了後の活動をイメージしやすさに配慮した実習を行った。 （講座受講者6名、うち修了者は3名）	
自己評価結果 【○】 ・シニアサポーター養成講座修了者のうち、ボランティアまたは緩和した基準によるサービス事業所などの多様なサービスの提供に携わる人の割合：20.5%（122名のうち25名） ・後期にシニアサポーター養成講座を実施予定。	
課題と対応策 【課題】 受講生の減少 【対応策】 今年度より、対象者を谷津エリアに絞った。年齢層も未就学児、小学生を育てる親世代をターゲットに含めて広報配布先を変更した。	
後期（実績評価）	
実施内容 ・令和6年度第2回シニアサポーター養成講座の開催を予定していたが申し込みがなく開催を中止した。	
自己評価結果 【◎】 ・市認定ヘルパー養成講座修了者のうち、ボランティアまたは緩和した基準によるサービス事業所などの多様なサービスの提供に携わる人の割合：24.1%（112名のうち27名）	
課題と対応策 【課題】 受講生の減少 【対応策】 要支援者などの日常生活に援助が必要な在宅高齢者に対して生活援助を行う担い手の養成を一旦終了し、今一度高齢者の支援ニーズ、関心ごとや多様な主体の活動について把握し、担い手の獲得に繋げていく。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	(3) 地域で高齢者を支える市民の養成と活動支援 (③-1 認知症サポーターの養成と活動支援_認知症サポーター養成講座受講者数)
担当部署	高齢者支援課

＜現状と課題＞

認知症の人やその家族が安心して暮らしやすいまちを目指して、認知症を正しく理解し、地域で見守り支援を行う認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

認知症サポーター養成講座は、事業所や地域での開催等が浸透してきており、現在は、若年層の参加にも力を入れ、市教育委員会等と連携し、学校での開催に努めています。

高齢者相談センターにおいては、認知症の人とその地域の人たちと一緒に接し方を学ぶ等、地域に密着した小グループでも開催しています。しかし、参加者は高齢者が多く、若年層の参加が少ない状況にあります。幅広い年代に受講いただく工夫が課題です。

また、令和7年度には、認知症サポーターを中心とした、認知症の人も参画する支援の輪「チームオレンジ※」の創出が求められており、今後、高齢者相談センターや認知症地域支援推進員、キャラバン・メイト等、認知症にかかわる人材及び事業所等の連携の強化や、認知症サポーターや認知症の人も含めた地域活動についての検討が急務となっています。

※「チームオレンジ」

認知症施策推進大綱において示された地域支援体制の強化に対する取り組みのひとつで、認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の具体的なニーズに対する支援につなげる仕組み。

	令和2 (2024) 年度	令和3 (2025) 年度	令和4 (2026) 年度
認知症サポーター 養成講座受講者数(人)	210	954	1,207

＜具体的な取り組み＞

より幅広い年齢層の人が認知症に対する正しい知識と理解を深め、認知症の人を支える地域づくりができるように、学校等の教育機関と連携し、養成講座の開催に努めます。

また、養成した認知症サポーターの地域での活動を支援するため、フォローアップ講座の充実を図ります。

認知症サポーターへは、地域における支え手としての活動意向を確認しながら、フォローアップ講座の受講、認知症サポーター同士やキャラバン・メイトとの交流の場への参加、認知症カフェやつどいの場への参加をサポートしながら、「認知症施策推進大綱」の最終年度である令和7(2025)年度を見据え、認知症地域支援推進員を中心に認知症に関わる人材と連携し、地域における認知症のサポート体制の構築及びチームオレンジの創出に取り組みます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
認知症サポーター 養成講座受講者数(人)	500	500	500

＜評価方法＞

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・認知症サポーター養成講座受講者数

【４－１（３）地域で高齢者を支える市民の養成と

活動支援（◎） 認知症ケア 介護の長所と活動支援_認知症ケア 介護 長所時注文時日数/

年度	令和6（2024）年度
前期（中間評価）	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策 【課題】	
【対応策】	
後期（実績評価）	
実施内容	・認知症サポーター養成講座実施回数：39回 ・認知症サポーター養成講座受講者数：年間1470名（小中学生910名、大人560名） ・キャラバン・メイト連絡会：全体会 1回実施（参加24名） 各圏域地区会 計21回実施（参加91名）
自己評価結果	【◎】 ・市または各高齢者相談センター主催による認知症サポーター養成講座はおおむね計画通り実施でき、目標を達成できた。 ・小中学校からの申込みは6件
課題と対応策	
【課題】	「認知症サポーター」の知名度は未だ低く、若い世代も含めて広く講座が開催できるよう、普及活動が必要である。チームオレンジ創出に向け認知症の方や家族のニーズを把握し、養成講座受講後の認知症サポーターが、地域で活躍できるような仕組みづくりをしていく必要がある。
【対応策】	認知症サポーターフォローアップ講座を実施し、今後の地域活動の準備を行う。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	(3) 地域で高齢者を支える市民の養成と活動支援 (③-2 認知症サポーターの養成と活動支援_認知症サポーター養成講座実施教育機関数)
担当部署	高齢者支援課

＜現状と課題＞

認知症の人やその家族が安心して暮らしやすいまちを目指して、認知症を正しく理解し、地域で見守り支援を行う認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

認知症サポーター養成講座は、事業所や地域での開催等が浸透してきており、現在は、若年層の参加にも力を入れ、市教育委員会等と連携し、学校での開催に努めています。

高齢者相談センターにおいては、認知症の人とその地域の人たちと一緒に接し方を学ぶ等、地域に密着した小グループでも開催しています。しかし、参加者は高齢者が多く、若年層の参加が少ない状況にあります。幅広い年代に受講いただく工夫が課題です。

また、令和7年度には、認知症サポーターを中心とした、認知症の人も参画する支援の輪「チームオレンジ※」の創出が求められており、今後、高齢者相談センターや認知症地域支援推進員、キャラバン・メイト等、認知症にかかわる人材及び事業所等の連携の強化や、認知症サポーターや認知症の人も含めた地域活動についての検討が急務となっています。

※「チームオレンジ」

認知症施策推進大綱において示された地域支援体制の強化に対する取り組みのひとつで、認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の具体的なニーズに対する支援につなげる仕組み。

	令和2 (2024)年度	令和3 (2025)年度	令和4 (2026)年度
認知症サポーター 養成講座実施教育機関数(校)	1	4	6

＜具体的な取り組み＞

より幅広い年齢層の人が認知症に対する正しい知識と理解を深め、認知症の人を支える地域づくりができるように、学校等の教育機関と連携し、養成講座の開催に努めます。

また、養成した認知症サポーターの地域での活動を支援するため、フォローアップ講座の充実を図ります。

認知症サポーターへは、地域における支え手としての活動意向を確認しながら、フォローアップ講座の受講、認知症サポーター同士やキャラバン・メイトとの交流の場への参加、認知症カフェやつどいの場への参加をサポートしながら、「認知症施策推進大綱」の最終年度である令和7(2025)年度を見据え、認知症地域支援推進員を中心に認知症に関わる人材と連携し、地域における認知症のサポート体制の構築及びチームオレンジの創出に取り組みます。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
認知症サポーター 養成講座実施教育機関数(校)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)

＜評価方法＞

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・認知症サポーター養成講座実施教育機関数

自己評価シート

【4-1(3) 地域で高齢者を支える市民の養成と

活動支援 (③-2 認知症サポーターの養成と活動支援_認知症サポーター養成講座実施教育機関数)】

年度	令和6(2024)年度
前期(中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策 【課題】 【対応策】	
後期(実績評価)	
実施内容 ・11月6日に第七中学校の授業選択者14名に認知症サポーター養成講座を実施。 ・12月16日に第五中学校の1年生250名に認知症サポーター養成講座を実施。 ・2月5日に実花小学校の4年生118名に認知症サポーター養成講座を実施。 ・2月5日に屋敷小学校の4年生113名に認知症サポーター養成講座を実施。 ・2月7日に第六中学校の1年生160名に認知症サポーター養成講座を実施。 ・2月7日に谷津小学校の4年生255名に認知症サポーター養成講座を実施。	
自己評価結果 【○】 ・認知症サポーター養成講座実施教育機関数：年間6校 ・学校数としては昨年度と同様であったが、受講数は910人で昨年度を42人上回った。R5年度から継続の実施校は4校で、2校は再開であった。	
課題と対応策 【課題】 小中学校のサポーター養成講座は県でも開催を推進しているが、まだ限られた学校での開催しか出ていないため、開催学校数を増やしていく必要がある。 【対応策】 学校関係者との接点を意識したうえで養成講座の意義について説明を行う。前年度受講した児童生徒の感想文を提示したり地域の実情を説明するなど講座受講の価値について周知する機会を設ける。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4－1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	(3) 地域で高齢者を支える市民の養成と活動支援 (④認知症サポート事業所登録事業_認知症サポート登録事業所数)
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

認知症サポーターがいる事業所を、認知症の人とその家族を支援する「認知症サポート事業所」として登録し、ホームページ等で公表しています。また、登録した事業所には、認知症サポート事業所であることを示すステッカーを交付しています。

認知症サポート事業所の登録状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
登録事業所数	81	85	93

<具体的な取り組み>

第9期計画においても、取り組みを継続します。

登録事業所の拡大を図るため、習志野市高齢者見守り事業者ネットワークの協定締結事業者(P.129)との連携を図ります。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
登録事業所数	100	105	110

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・認知症サポート登録事業所数

自己評価シート

【４－１（３）地域で高齢者を支える市民の養成と活動支援
（④認知症サポート事業所登録事業_認知症サポート登録事業所数）】

年度	令和6（2024）年度
前期（中間評価）	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策 【課題】 【対応策】	
後期（実績評価）	
実施内容 ・年度内には2件の登録があった。 ・年度末に事業所の閉店などで4件の登録削除申請があり全体としては微減となった。	
自己評価結果 【◎】 ・認知症サポート事業所登録数：95事業所 事業所での養成講座を開催した後に登録に至ることが多い。講座に至る経過等においての高齢者相談センターの支援が登録の動機付けになっていると思われる	
課題と対応策 【課題】 ・登録事業者数の拡大 ・高齢者見守りネットワークの協定締結事業者の中で、認知症サポート事業所に未登録の事業所がある。 【対応策】 ・高齢者見守りネットワークの協定締結事業者に対し配布等でアプローチを行う。市内事業所に対しての認知症サポーター養成講座の周知を継続する。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4－1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	(4) 地域住民や地域で活動する事業者による見守り活動の推進（高齢者見守りネットワーク協定締結事業者数）
担当部署	高齢者支援課

<現状>

地域住民や民生委員・児童委員、高齢者相談員、高齢者宅を訪問する機会がある事業者等が、身近に住む高齢者の異変を感じた際に、高齢者相談センターへ連絡・相談する習志野市高齢者見守りネットワーク事業を推進しています。

また、高齢者見守りネットワーク事業の趣旨に賛同する事業者との間で協定を締結しており、令和4（2022）年度末時点で51事業者と協定を締結しています。事業者間の連携強化を図るため、協定を締結した事業者による見守りの対応例等について情報を共有しています。

高齢者見守り事業者ネットワーク協力事業者の状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
協定締結事業者数	43	47	51

<具体的な取り組み>

第9期計画においても、取り組みを継続します。

「習志野市高齢者見守り事業者ネットワーク」について、事業者の協力を募り、連携体制の強化を図ります。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
協定締結事業者数	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ 高齢者見守り事業者ネットワーク協定締結事業者数
- ・ 広報、ホームページなどによる周知

自己評価シート

【４－１（４）地域住民や地域で活動する事業者による見守り活動の推進
（高齢者見守りネットワーク協定締結事業者数）】

年度	令和６（２０２４）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 ・協定締結事業者を募るため、広報習志野の６月１５日号に事業概要を掲載した。 ・令和６年４月１６日「パディ訪問治療院」と習志野市高齢者見守り事業者ネットワークの事業協定書を締結した。
自己評価結果 【◎】 ・習志野市高齢者見守り事業者ネットワークの協定締結事業者数 ５２事業者（前年度比１事業者増） ・習志野市高齢者見守り事業者ネットワークの協定締結事業者数を昨年度より増やすことができ、目標を達成できたと評価する。
課題と対応策 【課題】 習志野市高齢者見守りネットワーク協力事業者の増加に向けて、事業周知の手法について検討する必要がある。 【対応策】 習志野市高齢者見守りネットワークに関するチラシを作成し、事業者向けの周知を図る。

後期（実績評価）
実施内容 ・協定締結事業者を募るため、広報習志野の６月１５日号に事業概要を掲載した。 ・令和６年４月１６日「パディ訪問治療院」と習志野市高齢者見守り事業者ネットワークの事業協定書を締結した。 ・令和７年１月３１日に習志野市高齢者見守り事業者ネットワーク協力事業者連絡会を開催した。 ・協定締結事業者数は５４事業者
自己評価結果 【◎】 ・習志野市高齢者見守り事業者ネットワークの協定締結事業者数 ５４事業者（前年度比３事業者増） ・習志野市高齢者見守り事業者ネットワークの協定締結事業者数を昨年度より増やすことができ、目標を達成できたと評価する。
課題と対応策 【課題】 習志野市高齢者見守りネットワーク協力事業者の増加に向けて、事業周知の手法について検討する必要がある。 【対応策】 習志野市高齢者見守りネットワークに関するチラシ等を作成し、事業者への周知を図る。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	(5) 地域の高齢者の「通いの場」の確保（高齢者実態調査で、地域の高齢者の「通いの場」へ参加していると回答した人の割合）
担当部署	高齢者支援課

＜現状と課題＞

「通いの場」とは、地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所です。介護予防・認知症予防にも繋がる地域の拠点となる場所でもあり、通いの場づくりは重要な取り組みとして推進されています。

「通いの場」の確保のため、転倒予防体操推進団体、地域テラス、認知症カフェ（ならしのオレンジテラス）等に対し、補助金を交付しています。

趣味活動やボランティア活動、就労的活動等、高齢者が気軽に参加できる「通いの場」を、今後も確保していくことが必要です。

・地域の高齢者の「通いの場」への参加状況（以下のような会・グループ等（「通いの場」）への参加の頻度）

調査数：一般高齢者1,500、在宅要支援認定者等1,500、合計3,000

回答数（下表の合計）：1,527（参加率50.9%）

活動種別	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回
ボランティア	13	20	28	45
スポーツ関係	61	101	94	67
趣味関係	51	102	72	158
学習・教養サークル	6	14	35	68
てんとうむし体操	16	28	42	34
地域サロン（地域テラス）	5	5	6	14
高齢者のつどい	12	24	24	32
老人クラブ	10	9	3	15
町内会・自治会	9	7	7	45
収入のある仕事	128	80	20	17

（資料）高齢者等実態調査（令和4年度）

＜具体的な取り組み＞

地域の高齢者の「通いの場」として、地域介護予防活動や高齢者の社会参加の場への継続的な支援を行うとともに、新たな「通いの場」の把握に努め、地域の高齢者の55%が「通いの場」へ参加している状態を目指します。

＜目標（事業内容、指標等）＞

	令和6 （2024）年度	令和7 （2025）年度	令和8 （2026）年度
高齢者等実態調査で、 地域の高齢者の「通いの場」へ 参加していると回答した人の割合（%）	—	55.0	—

＜評価方法＞

◎時点

□ 中間評価あり

■ 実績評価のみ

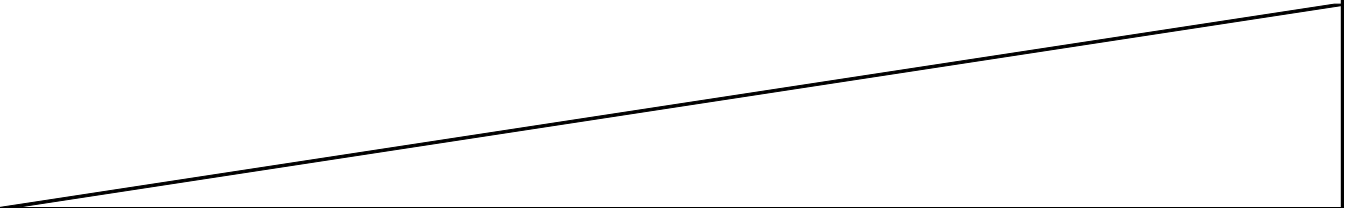
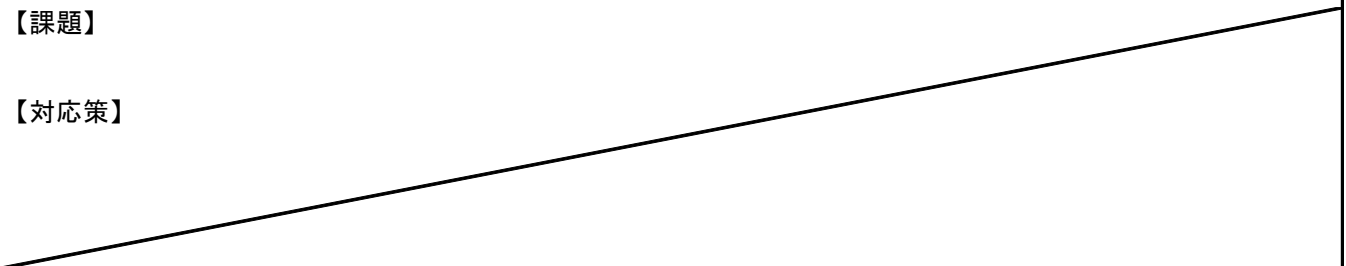
◎評価方法

・高齢者実態調査で、地域の高齢者の「通いの場」へ参加していると回答した人の割合

自己評価シート

【４－１（５）地域の高齢者の「通いの場」の確保

（高齢者実態調査で、地域の高齢者の「通いの場」へ参加していると回答した人の割合）】

年度	令和6（2024）年度
前期（中間評価）	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果 	
課題と対応策 【課題】 【対応策】 	
後期（実績評価）	
実施内容 ・地域介護予防活動である「てんとうむし体操（転倒予防体操）」、「地域テラス」、「高齢者のつどい（高齢者相談センター）」を開催し、高齢者の「通いの場」を提供した。 ・「介護予防・日常生活支援総合事業補助金」による支援を継続。 ・地域運動習慣自主化事業「まちでフィットネス（新規支援）（継続支援）」について、広報誌やホームページ、チラシ配布による周知を図っている。	
自己評価結果 【○】 ・地域介護予防活動の参加者の合計数は、延べ34, 132人と昨年度と比較して増加している。	
課題と対応策 【課題】 ・通いの場の担い手、参加者ともに高齢化している。 ・高齢化により移動が困難であるとの声が多く聞かれる。 【対応策】 ・若い世代からの参加を促す。 ・担当者による定期的な状況把握や訪問での支援実施。 ・生活圏内で参加できる場所を増やしていく。 ・高齢者相談センターと協働し新たな「通いの場」となり得る地域資源の把握に努める	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
指標	(6) 習志野市社会福祉協議会による活動 (①ふれあい・いきいきサロン (地域サロン) 設置数)
担当部署	高齢者支援課

<現状>

地域の人たちが集う食事会・茶話会・情報交換をはじめ、参加者が講師となった手芸・趣味活動、ゲーム・レクリエーション活動、健康体操、健康チェック等の活動を各支部 (16地域) で行っています。

また、これら各支部が実施するサロンに加え、地域住民が歩いて行ける、より身近な場所で実施している住民同士の交流や仲間づくり、生きがいづくり、閉じこもり予防・介護予防などを行う地域住民の集まりに対して助成を行っています。

ふれあい・いきいきサロン (地域サロン) の実施状況 (各年度末時点)

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
ふれあい・いきいきサロン (地域サロン) 設置数 (か所)	50	48	46

<具体的な取り組み>

地域住民が住み慣れた地域で孤立せず、いつまでも安心して生活ができる地域づくりにつなげていくため、引き続き、ふれあい・いきいきサロンを実施し、助成を行うとともに設置数の拡大を目指します。

<目標 (事業内容、指標等) >

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
ふれあい・いきいきサロン (地域サロン) 設置数 (か所)	69	74	79

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・ふれあい・いきいきサロン (地域サロン) 設置数

自己評価シート

【４－１（６）習志野市社会福祉協議会による活動
（①ふれあい・いきいきサロン（地域サロン）設置数）】

年度	令和6（2024）年度
前期（中間評価）	
実施内容 習志野市社会福祉協議会の支部が実施するサロンに加え、地域住民が歩いて行ける、より身近な場所で実施している住民同士の交流や仲間づくり、生きがいくくり、閉じこもり予防・介護予防などを行う地域住民の集まりに対しての支援を行った。	
自己評価結果 【○】 ・ふれあい・いきいきサロン（地域サロン）設置数：50か所 ・全50か所のサロンのうち、新規の地域サロンが4箇所（大久保地区3・袖ヶ浦地区1）が増えたが、ふれあいいきいきサロン1箇所（谷津西部支部1）が参加者が少なくなったため、同地区で実施している他のサロンで吸収する形となり廃止し、地域サロン4箇所（大久保地区2・実籾地区1・藤崎地区1）が自立したため、全体として昨年度より1箇所減となった。	
課題と対応策 【課題】 ・チラシや広報だけでなく、イベントでのPRをしていく必要がある。 ・サロンで実施するメニュー探しに苦労している。 【対応策】 ・地域サロン申請時に、責任者の輪番制や副責任者の導入を提案する。 ・地域住民が歩いて行ける、より身近な場所で実施している住民同士の交流や仲間づくり、生きがいくくり、閉じこもり予防・介護予防などを行う「地域サロン」について、市民まつり、地域のイベントで周知し、設置数の拡大につなげていく。 ・サロンの担当者同士の話し合いの場を設け、意見交換を実施する。	
後期（実績評価）	
実施内容 ・ふれあい・いきいきサロン（地域サロン）設置数：50か所。前期設置数から変更なし。	
自己評価結果 【○】 ・ふれあい・いきいきサロン（地域サロン）設置数：50か所。前期設置数から変更なし。 ・令和7年3月にふれあい・いきいきサロン及び地域サロンの担当者合同会議を実施し、おすすめしたい活動内容、運営するうえで困っていること、などの意見交換を行なった。	
課題と対応策 【課題】 ・参加者が固定化してきている。 ・メニューを考えるのが大変である。 【対応策】 ・サロンの担当者同士の話し合いの場を継続し、意見交換を実施するだけでなく、日頃のサロン活動を見学し合うなど担当者同士で課題解消ができるようサポートしていく。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-2 高齢者の社会参加の促進
指標	(1) ①シルバー人材センター補助事業（シルバー人材センター会員登録数）
担当部署	高齢者支援課

<現状>

定年退職後等の高齢者に対して、生きがいの充実や社会参加の促進を図ることを目的に、地域に密着した仕事を提供している公益社団法人習志野市シルバー人材センターに対し、運営費などの補助を行っています。

シルバー人材センター会員登録数等の状況（各年度末時点）

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度
会員登録数(人)	887	859	803
契約件数(件)	2,386	2,216	1,933
就業人数(延べ)(人)	100,815	99,198	93,525
就業率(%)	88.2	87.1	95.1

<具体的な取り組み>

高齢化が進行する中で、高齢者が持つ知識や技能を活かし、就業を通じて生きがいの充実や活力のある地域社会づくりに寄与できるよう、支援を継続します。

また、会員数の減少に歯止めをかけるべく、会員の増強活動や就業開拓にも取り組んでいただき、魅力あるシルバー人材センター運営をお願いしていきます。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
シルバー人材センター 会員登録数(人)	増または現状維持 (前年度比)	増または現状維持 (前年度比)	増または現状維持 (前年度比)

<評価方法>

◎時点

□ 中間評価あり

■ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ シルバー人材センター会員登録数

自己評価シート

【４－２（１）①シルバー人材センター補助事業（シルバー人材センター会員登録数）】

年度	令和6（2024）年度
----	-------------

前期（中間評価）	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策 【課題】	
【対応策】	

後期（実績評価）	
実施内容	シルバー人材センターに対し、会員数増加に努めるよう要請を行っている。会員数増加に向け、シルバー人材センターでは毎月2回の定例会説明会に加え、月1回のペースで市内各地区の公民館等を会場に出張入会説明会を実施している。また、シルバー人材センターが主催するイベント等の際、訪れた人に活動周知を行い、会員数増加に努めている。入会説明会、イベント案内については、毎回広報習志野に掲載し、市民周知を図り、参加者増に繋げている。
自己評価結果	【△】 ・会員の加齢、健康上の理由から退会する会員が増加しており、新規入会者が入っても、退会者も増えることから、会員数は減少となっている。また、近年は社会情勢の変化もあり60歳以上の人も仕事をしている人が多く、会員数の増加は厳しい状況である。
課題と対応策	【課題】 ・加齢や健康上の理由により会員の退会が続いている。 ・定年延長により60歳以上の人も就業している人が増加しており、会員増加に影響がある。 【対応策】 ・入会説明会以外に広く市民に周知を図り、会員数の増に繋げる。 ・より多くの就業機会を提供することで、退会者の減に繋げる。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-2 高齢者の社会参加の促進
指標	(2) 老人クラブ活動の支援 (①-1 〈あじさいクラブ活動事業〉_1 単位クラブあたりの会員数)
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

高齢者の健康増進や会員相互の親睦を目的とした老人クラブの合同組織として、「習志野市あじさいクラブ連合会」を組織し、各種スポーツ大会や芸能大会等、年間を通して実施している活動に対し、支援を行っています。

会員の高齢化による会員数減に伴い、各事業の参加者が減少傾向にあり、高齢者が積極的に参加できる環境づくりを検討する必要があります。

老人クラブ数及び会員数の状況(各年度4月1日時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
単位クラブ数	50	47	47
会員数(人)	2,325	2,121	2,052

※習志野市あじさいクラブ連合会加入団体

習志野市あじさいクラブ連合会主催事業の参加状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
高齢者スポーツ大会(人)	—	—	299
グラウンドゴルフ大会(人)	—	—	115
パークゴルフ大会(人)	—	45	107
ペタンク大会(人)	—	—	55
芸能大会(人)	—	—	453

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全事業が中止。令和3年度については、参加者を制限してパークゴルフ大会のみ実施。

<具体的な取り組み>

高齢者が住み慣れた地域で元気に活動することで地域の活性化につながり、地域社会が豊かになることが期待されるため、第9期計画においても、引き続き、あじさいクラブ活動を支援します。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
1 単位クラブあたりの会員数	増または現状維持 (前年度比)	増または現状維持 (前年度比)	増または現状維持 (前年度比)
各種大会参加者数(人)	増または現状維持 (前年度比)	増または現状維持 (前年度比)	増または現状維持 (前年度比)

<評価方法>

◎時点

□ 中間評価あり

■ 実績評価のみ

◎評価方法

・あじさいクラブ活動事業 1 単位クラブあたりの会員数

自己評価シート

【4-2(2) 老人クラブ活動の支援 (①-1 〈あじさいクラブ活動事業〉_1 単位クラブあたりの会員数)】

年度	令和6(2024)年度
----	-------------

前期(中間評価)	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果	
課題と対応策 【課題】	
【対応策】	

後期(実績評価)	
実施内容	老人クラブの合同組織である「習志野市あじさいクラブ連合会」、各単位老人クラブの年間活動に対して支援を行っており、令和6年度は当初予定していた各行事について、滞りなく実施した。
自己評価結果	【△】 スポーツ関係、文化関係の各行事は中止になることなく、行事を実施することで外出の機会づくりとなるだけでなく、会員同士の交流を図ることができたが、単位クラブの解散があり、クラブ数、会員数とも減となっている。 【連合会加入単位老人クラブ数・会員数】 令和5年度 45団体 1,790人 令和6年度 43団体 1,676人
課題と対応策	【課題】 会員の高齢化、健康上の理由、役員のなり手不足といった理由からクラブの維持が難しくなり、団体数、会員数とも減少が続いている。 【対応策】 単位クラブの減少を防ぐため、1クラブの最低人数を15人から10人にする要綱改正を令和5年度に行った。また、老人クラブの紹介パンフレットを作成したほか、町会等の会議でクラブ案内を開始した。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-2 高齢者の社会参加の促進
指標	(2) 老人クラブ活動の支援 (②-2 〈あじさいクラブ活動事業〉_各種大会参加者数)
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

高齢者の健康増進や会員相互の親睦を目的とした老人クラブの合同組織として、「習志野市あじさいクラブ連合会」を組織し、各種スポーツ大会や芸能大会等、年間を通して実施している活動に対し、支援を行っています。

会員の高齢化による会員数減に伴い、各事業の参加者が減少傾向にあり、高齢者が積極的に参加できる環境づくりを検討する必要があります。

老人クラブ数及び会員数の状況(各年度4月1日時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
単位クラブ数	50	47	47
会員数(人)	2,325	2,121	2,052

※習志野市あじさいクラブ連合会加入団体

習志野市あじさいクラブ連合会主催事業の参加状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
高齢者スポーツ大会(人)	—	—	299
グラウンドゴルフ大会(人)	—	—	115
パークゴルフ大会(人)	—	45	107
ペタンク大会(人)	—	—	55
芸能大会(人)	—	—	453

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全事業が中止。令和3年度については、参加者を制限してパークゴルフ大会のみ実施。

<具体的な取り組み>

高齢者が住み慣れた地域で元気に活動することで地域の活性化につながり、地域社会が豊かになることが期待されるため、第9期計画においても、引き続き、あじさいクラブ活動を支援します。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
各種大会参加者数(人)	増または現状維持 (前年度比)	増または現状維持 (前年度比)	増または現状維持 (前年度比)

<評価方法>

◎時点

□ 中間評価あり

■ 実績評価のみ

◎評価方法

・あじさいクラブ活動事業各種大会参加者数

自己評価シート

【4-2 老人クラブ活動の支援

(②-2 〈あじさいクラブ活動事業〉_各種大会参加者数)】

年度	令和6（2024）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果
課題と対応策 【課題】 【対応策】

後期（実績評価）
実施内容 老人クラブの合同組織である「習志野市あじさいクラブ連合会」、各単位老人クラブの年間活動に対して支援を行っており、令和5年度は当初予定していた各行事について、滞りなく実施した。
自己評価結果 【△】 あじさいクラブ連合会主催事業は当初計画とおり実施できた。また、新たに会員の外出の場、健康増進の場づくりとして、市内を4ブロックに分けて、それぞれの地区でレクリエーションスポーツ大会として、ソフトボウリング等高齢者でも手軽に体を動かすことができるスポーツに取り組んだ。 【令和6年度実施事業及び参加者数】 ・あじさいクラブ大運動会（229人） ・グラウンドゴルフ大会（84人） ・ペタンク大会（38人） ・パークゴルフ大会（77人）
課題と対応策 【課題】 ・会員の高齢化で会員数が減少するに伴い、参加者数も減少している。会場への足が限られることも減少の理由と思われ、今後の課題である。 【対応策】 ・参加者増のため、各単位クラブへ積極的に参加呼びかけを行う。 ・地区ごとに開催するなど、気軽に参加可能できる会場で実施ことも検討する必要がある

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4－2 高齢者の社会参加の促進
指標	(4) 高齢者の地域交流の支援 (①〈高齢者ふれあい元気事業〉_高齢者ふれあい元気事業実施率)
担当部署	高齢者支援課

<現状と課題>

高齢者を敬愛し、多世代による地域交流を促進することを目的に、地域や町会等が主催する各種事業（地域まつり、高齢者を交えた交流会等）に対し、補助金を交付しています。

事業開始以来、約8割の町会により活用されていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で事業中止や条件付きの実施となり、実施町会が減少しています。今後、補助金を活用していない町会に対し、啓発していく必要があります。

高齢者ふれあい元気事業の実施状況（各年度末時点）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
全体町会数	—	249	249
実施町会数	—	74	129
実施率(%)	—	29.7	51.8

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業中止。令和3年度については、飲食禁止等条件を付して実施。

<具体的な取り組み>

高齢者と地域の人が交流し、安全で安心して暮らせるまちづくりの一助として、引き続き補助を行うとともに、実施率の向上を目指します。

<目標（事業内容、指標等）>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実施率	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)	増加 (前年度比)

<評価方法>

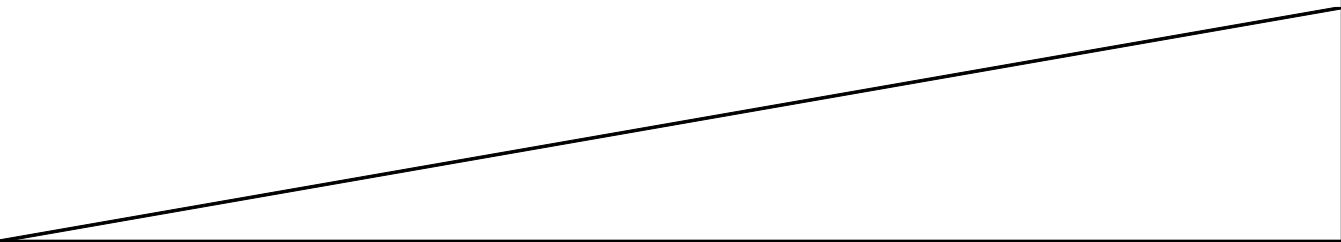
◎時点

- ☐ 中間評価あり
☒ 実績評価のみ

◎評価方法

- ・ 高齢者ふれあい元気事業実施率

自己評価シート【４－２（４）高齢者の地域交流の支援
（①〈高齢者ふれあい元気事業〉_高齢者ふれあい元気事業実施率）】

年度	令和6（2024）年度
前期（中間評価）	
実施内容 実績評価のみ	
自己評価結果 	
課題と対応策 【課題】 【対応策】	
後期（実績評価）	
実施内容 地域や町内会等が交流会や祭り、スポーツ大会等を通して、地域の高齢者との交流を図り、高齢者の地域参加を促進するため、町会等が主催する催し物の事業費に対して補助を行った。	
自己評価結果 【○】 新型コロナウイルスにより、高齢者ふれあい元気事業は事業中止などもあり、実施率は大きく下がったが、令和5年度、6年度と事業を再開する町会が増加した。また、今まで未実施であったが、新たに事業を実施する町会もあり、以前の実績に戻りつつある。 【令和6年度実績】 （全体町会数）250町会 （実施町会数）183町会 （実施率）73.2%	
課題と対応策 【課題】 ・毎年事業を開催する町会等が多いが、事業を実施しない町会等も一定数存在する。 【対応策】 ・事業案内、申請受付の案内をする際、会長が新しくなった町会等から問い合わせを受ける際、丁寧な事業案内を行い、理解いただくことで実施町会数の増を図る。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-2 高齢者の社会参加の促進
指標	(5) 生涯学習参加への支援 (①寿学級参加者数)
担当部署	中央公民館

<現状と課題>

市内公民館では、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、毎週水曜日に60歳以上の人を対象とした「寿学級」をはじめ、各種講座を開講しています。

「寿学級」では、学級生が一般教養やレクリエーション等の学習を通し、親睦を図っています。

また、多様化するニーズに対応したテーマや地域参加のための講座にも取り組んでいます。

市内公民館それぞれの地域の特色を活かしたまちづくりについて学び、実践する地域学習圏会議は、世代を超えた人々が交流・参加する場となっています。

しかし、これら講座やサークル等の参加者は固定化・高齢化で減少傾向にあります。

また、3年にわたり新型コロナウイルス感染症拡大防止の外出自粛等で活動が制限・中止されてきた中、高齢者においては、以前の行動様式への回帰にはまだ心理的な障壁も見受けられます。これらを踏まえ、新たな参加者の拡大が課題です。

市内在住・在勤・在学の18歳以上を対象とする「市民カレッジ」については、平成7(1995)年度から開講し、まちづくりに対する意識を醸成し、生涯を通じて地域で活動できる礎と仲間をつくることを目的として、各分野の専門家による講義、座学だけでなく体験型授業等、高度化する市民の学習ニーズに応えてきました。

令和4(2022)年度までに合計1,821名が卒業しており、今後も卒業生が地域で活躍できる機会と学習内容を拡充していく必要があります。

生涯学習の参加状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
寿学級 参加者数(延べ人数)	919	2,123	3,155

<具体的な取り組み>

公民館の講座については、地域の高齢者の参加を促進するため、多様化するニーズに応えられる魅力的な講座や学習内容の拡充に努めます。

市民カレッジについては、定期的な学習内容の見直しと、活動内容のPRに努め、参加者の拡充に努めます。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
寿学級 参加者数(延べ人数)	4,300	4,300	4,300

<評価方法>

◎時点

☐ 中間評価あり

☒ 実績評価のみ

◎評価方法

・ 寿学級参加者数(延べ)

自己評価シート

【4-2（5）生涯学習参加への支援（①寿学級参加者数）】

年度	令和6（2024）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 実績評価のみ
自己評価結果
課題と対応策 【課題】 【対応策】

後期（実績評価）
実施内容 ・健康や趣味活動等の講座やスポーツ等のレクリエーション・館外学習を通じ、学級生同士の親睦を深めながら、自立一般教養について学習を行った。また、一部の公民館では館外活動を再開した。 ・11月14日（水）には市民ホールで市内各公民館の寿学級による寿まつりを開催した。 実施回数 208回 参加者延べ人数 4,408人
自己評価結果 【◎】 ・コロナ禍で活動が制限されてきた影響もまだ残る活動となったが、体調に配慮し無理なく継続できるような活動内容を検討することで、学級生は意欲的に参加し、互いの交流を深めることができた。 ・寿まつりは、令和4年度・5年度に引き続き二部制で開催し、学級生の家族や友人も鑑賞できるものとした。発表の場を体験することで、学級生の達成感が得られた。 ・体を動かす内容やフレイル予防の学習等の参加者が多く、学級生の健康意識が高まりを感じた。
課題と対応策 【課題】 ・寿学級全体として高齢化が進んでおり、令和6年度も猛暑や体調不良等による欠席が見られた。今後も引き続き暑い時期は夏休みにするなど、参加者の体調や体力等に配慮した活動内容を検討する必要がある。 【対応策】 令和7年度から全学級で8月を夏休み期間とすることとした。 引き続き安全に配慮しつつ、学級生に無理なく楽しく意欲的に取り組んでもらえるような講座等を企画していくとともに、新規入会を増やすため、広報活動にも努める。

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-2 高齢者の社会参加の促進
指標	(5) 生涯学習参加への支援 (②市民カレッジ60歳以上の受講生数)
担当部署	社会教育課

＜現状と課題＞

市内公民館では、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、毎週水曜日に60歳以上の人を対象とした「寿学級」をはじめ、各種講座を開講しています。

「寿学級」では、学級生が一般教養やレクリエーション等の学習を通し、親睦を図っています。

また、多様化するニーズに対応したテーマや地域参加のための講座にも取り組んでいます。

市内公民館それぞれの地域の特色を活かしたまちづくりについて学び、実践する地域学習圏会議は、世代を超えた人々が交流・参加する場となっています。

しかし、これら講座やサークル等の参加者は固定化・高齢化で減少傾向にあります。

また、3年にわたり新型コロナウイルス感染症拡大防止の外出自粛等で活動が制限・中止されてきた中、高齢者においては、以前の行動様式への回帰にはまだ心理的な障壁も見受けられます。これらを踏まえ、新たな参加者の拡大が課題です。

市内在住・在勤・在学の18歳以上を対象とする「市民カレッジ」については、平成7(1995)年度から開講し、まちづくりに対する意識を醸成し、生涯を通じて地域で活動できる礎と仲間をつくることを目的として、各分野の専門家による講義、座学だけでなく体験型授業等、高度化する市民の学習ニーズに応えてきました。

令和5(2023)年度までに合計1,834名が卒業しており、今後も卒業生が地域で活躍できる機会と学習内容を拡充していく必要があります。

生涯学習の参加状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
市民カレッジの60歳以上の受講生数(人)	—	69	62

※令和2年度市民カレッジについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

＜具体的な取り組み＞

公民館の講座については、地域の高齢者の参加を促進するため、多様化するニーズに応えられる魅力的な講座や学習内容の拡充に努めます。

市民カレッジについては、定期的な学習内容の見直しと、活動内容のPRに努め、参加者の拡充に努めます。

＜目標(事業内容、指標等)＞

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
市民カレッジの60歳以上の受講生数(人)	70	70	70

＜評価方法＞

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・市民カレッジ60歳以上の受講生数

年度	令和６（２０２４）年度
前期（中間評価）	
実施内容 ・令和６年２月１５日～３月１日を一次募集期間、４月１日～４月１５日を追加募集期間として、市民カレッジ受講者を募集した。 ・５月１６日よりスタート編（１年生）及びステップアップ編（２年生）を開講した。 ・８月に前年度の卒業生を対象にフォローアップ調査を実施した。	
自己評価結果 【◎】 ・市民カレッジ６０歳以上の受講者数７０人（令和５年度より２０人増加、平均年齢７１歳） ・一般市民も参加可能な公開型の講座を実施し、市民カレッジをＰＲすることができた。 ・講義後の受講生アンケートの結果や感想は比較的好評なものが多く、またスマートフォンやＬＩＮＥの使い方講座など、受講生のニーズに合わせた運営ができています。 ・「習志野市民カレッジＯＢボランティア制度」に新たに３名の登録があった。（計３３名、令和６年９月現在）９月１７日の「お月見の会」月待コンサートでは、制度を活用し卒業生にボランティアとしてご協力いただいた。	
課題と対応策 【課題】 ・市民カレッジ受講生の確保。 【対応策】 ・ホームページや各施設におけるＰＲ、受講生募集案内のチラシや広報原稿の工夫。	
後期（実績評価）	
実施内容 ・令和６年５月１６日～令和７年１月２３日を期間とし令和６年度習志野市民カレッジを実施した。 ・ホームページの更新を行い、市民カレッジの学習風景や学事の様子を掲載した。 ・令和５年度卒業生へ向けてフォローアップ調査を行った。併せて卒業生を対象に「習志野市民カレッジＯＢボランティア制度」の案内をした。 ・令和７年２月１５日～３月３日を申込期間として令和７年度市民カレッジ受講者を募集した。	
自己評価結果 【◎】 ・市民カレッジの６０歳以上の受講者数：７０人（中間評価時より自身や家族の健康上の理由等により２名中途退学） ・室内で簡単にできる運動の講義や生前整理等の終活に関する講義など、受講生のニーズや情勢に合わせた講義を実施した。 ・卒業生へのフォローアップ調査及び「習志野市民カレッジＯＢボランティア制度」設立により、卒業生と地域活動の場をつなぐことができた。登録者数：４４名（Ｒ７．３．３１現在） ・１１月２日、モリシア津田沼で実施した市制施行７０周年記念事業「だれでもピアノ演奏」及び１２月１４日に、市川市文化会館で開催された「習志野第九演奏会」では、制度を活用し卒業生にボランティアとしてご協力いただいた。	
課題と対応策 【課題】 ・まち歩きの歩行距離が高齢者に長過ぎることや、受講生増加によって施設見学等での説明員との距離が遠くなり、加齢による難聴の受講生が説明を聞き取れない等の事例が発生しているため、実施方法の見直しが必要な講義がある。 【対応策】 ・まち歩きの歩行距離の短縮、マイクスピーカーの使用、施設見学のグループ分けをできる限り行う等の改善を図った。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-2 高齢者の社会参加の促進
指標	(6) 生涯スポーツ参加への支援 (①総合型地域スポーツクラブ(3クラブ)の60歳以上の会員数)
担当部署	生涯スポーツ課

<現状と課題>

スポーツ推進委員が主催する「スポーツ奨励大会」や、市民スポーツ指導員が企画・運営する「地区活動」において、高齢者が参加しやすいスポーツイベントが開催され、多くの人が参加しています。

また、本市と協働で立ち上げた3つの総合型地域スポーツクラブにおいては、多くの高齢者が会員として活動し、スポーツを通じた健康づくりはもちろんのこと、地域の人とのコミュニケーションづくりに役立っています。

さらに、公益財団法人習志野市スポーツ振興協会では、高齢者のニーズに応じたプログラムや取り組みやすい運動メニューを提供しています。

平成30(2018)年度に実施した「習志野市スポーツ・運動に関する市民アンケート」によると、高齢者のスポーツ・運動の実施率は他の年代に比べて高いことが分かっていますが、普段運動する人やイベント・行事への参加者は固定化している傾向があり、いかに普段運動していない高齢者の参加につなげられるかが課題です。

生涯スポーツの参加状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
総合型地域 スポーツクラブ(3クラブ) の60歳以上の会員数(人)	345	341	335

<具体的な取り組み>

引き続き、高齢者が参加しやすいプログラムやイベントを企画し、高齢者が積極的に取り組み、楽しむことができるよう庁内関係各課やスポーツ推進団体と連携を図り、支援を行います。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
総合型地域 スポーツクラブ(3クラブ) の60歳以上の会員数(人)	400	400	400

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・総合型地域スポーツクラブ(3クラブ)の60歳以上の会員数

自己評価シート

【４－２（６）生涯スポーツ参加への支援

（①総合型地域スポーツクラブ（３クラブ）の６０歳以上の会員数）】

年度	令和６（２０２４）年度
前期（中間評価）	
実施内容 本市と協働で立ち上げた３つの総合型地域スポーツクラブ（ＮＢＳ、ＮＥＳ、中央）において、多くの高齢者が会員として活動し、スポーツを通じた健康づくりはもちろんのこと、地域の人とのコミュニケーションづくりを行っている。 ・中央スポーツまつり（１０月実施） ・ＮＥＳスポーツまつり（１２月実施） ・ＮＢＳスポーツまつり（３月実施） ・総合型地域スポーツクラブ交流パークゴルフ大会（１１月実施）	
自己評価結果 【◎】 ・ＮＢＳ １４２名 ・ＮＥＳ １９１名 ・中央 ３８名 計 ３７１名 目標値４００人に達することはできなかったが、達成率は９０％をこえた。	
課題と対応策 【課題】 ・総合型地域スポーツクラブの認知度を高める必要がある。 【対応策】 ・多くの市民に認知してもらうために、周知方法を工夫していく。	
後期（実績評価）	
実施内容 本市と協働で立ち上げた３つの総合型地域スポーツクラブ（ＮＢＳ、ＮＥＳ、中央）において、多くの高齢者が会員として活動し、スポーツを通じた健康づくりはもちろんのこと、地域の人とのコミュニケーションづくりを行っている。 ・中央スポーツまつり（１０月実施） ・ＮＥＳスポーツまつり（１２月実施） ・ＮＢＳスポーツまつり（３月実施） ・総合型地域スポーツクラブ交流パークゴルフ大会（１１月実施）	
自己評価結果 【◎】 ・目標値４００人に達することはできなかったが、達成率は９０％をこえた。 ・ＮＢＳ １４７名 ・ＮＥＳ １８６名 ・中央 ４１名 計 ３７４名 ・各クラブの認知度を高めるため、広報誌のほか、なるほど習志野（Ｊ：ＣＯＭ取材）の放映を行った。また、社会教育課が主催している市民カレッジ健康スポーツ講座にて、各クラブの理事長が講師となり、健康づくりについて総合型地域スポーツクラブの存在にからめながら講義を行った。	
課題と対応策 【課題】 ・３クラブ全体でみると、６０歳以上の会員数は増加しているが、各クラブとも高齢化による退会者が増えている。 ・会員数を増やすため、高齢者の方々に限らず、総合型地域スポーツクラブの存在を知っていただく必要がある。 【対応策】 ・ＳＮＳを利用しない高齢者が多い傾向にあると思うが、積極的にＳＮＳでの発信にも力を入れ、お子様やお孫様から運動習慣のないご親族へお声がけしていただくきっかけづくりに力を入れる。	

基本目標	4 地域で支え合う仕組みの拡大
基本施策	4-2 高齢者の社会参加の促進
指標	(6) 生涯スポーツ参加への支援 (②スポーツ奨励大会(歩け歩け大会)の60歳以上の参加者数)
担当部署	生涯スポーツ課

<現状と課題>

スポーツ推進委員が主催する「スポーツ奨励大会」や、市民スポーツ指導員が企画・運営する「地区活動」において、高齢者が参加しやすいスポーツイベントが開催され、多くの人が参加しています。

また、本市と協働で立ち上げた3つの総合型地域スポーツクラブにおいては、多くの高齢者が会員として活動し、スポーツを通じた健康づくりはもちろんのこと、地域の人とのコミュニケーションづくりに役立っています。

さらに、公益財団法人習志野市スポーツ振興協会では、高齢者のニーズに応じたプログラムや取り組みやすい運動メニューを提供しています。

平成30(2018)年度に実施した「習志野市スポーツ・運動に関する市民アンケート」によると、高齢者のスポーツ・運動の実施率は他の年代に比べて高いことが分かっていますが、普段運動する人やイベント・行事への参加者は固定化している傾向があり、いかに普段運動していない高齢者の参加につなげられるかが課題です。

生涯スポーツの参加状況(各年度末時点)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
スポーツ奨励大会(歩け歩け大会)の60歳以上の参加者数(人)	—	—	37

※令和2・3年度の「スポーツ奨励大会(歩け歩け大会)」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

<具体的な取り組み>

引き続き、高齢者が参加しやすいプログラムやイベントを企画し、高齢者が積極的に取り組み、楽しむことができるよう庁内関係各課やスポーツ推進団体と連携を図り、支援を行います。

<目標(事業内容、指標等)>

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
スポーツ奨励大会(歩け歩け大会)の60歳以上の参加者数(人)	150	150	150

<評価方法>

◎時点

■ 中間評価あり

□ 実績評価のみ

◎評価方法

・スポーツ奨励大会(歩け歩け大会)の60歳以上の参加者数

自己評価シート

【４－２（６）生涯スポーツ参加への支援

（②スポーツ奨励大会（歩け歩け大会）の６０歳以上の参加者数）】

年度	令和６（２０２４）年度
----	-------------

前期（中間評価）
実施内容 「歩け歩け大会」とは、習志野市スポーツ推進委員連絡協議会が主催となり開催されるスポーツ奨励大会の１つである。市内で定められたコースを歩き、運動する楽しさや、素晴らしさを伝える大会である。令和６年度は、６月２日（日）に開催され、市役所からスタートし、秋津、香澄方面を回る新コースで実施した。
自己評価結果 【△】 本大会の参加者の総数は１３８人であり、目標値に達することができないものの、６０歳以上の参加者は約半数である６８人の参加であった。その中でも７０～７４歳の参加者は、年齢別最多の２５人の参加であった。
課題と対応策 【課題】 ・多くの市民の方々への周知や興味関心を引くような大会にすべきである。 【対応策】 ・周知の仕方、大会の運営方法に関して見直しする。

後期（実績評価）
実施内容 「歩け歩け大会」とは、習志野市スポーツ推進委員連絡協議会が主催となり開催されるスポーツ奨励大会の１つである。市内で定められたコースを歩き、運動する楽しさや、素晴らしさを伝える大会である。令和６年度は、６月２日（日）に開催され、市役所からスタートし、秋津、香澄方面を回る新コースで実施した。
自己評価結果 【△】 本大会の参加者の総数は１３８人であり、目標値に達することができないものの、６０歳以上の参加者は約半数である６８人の参加であった。その中でも７０～７４歳の参加者は、年齢別最多の２５人の参加であった。
課題と対応策 【課題】 ・多くの市民の方々への周知や興味関心を引くような大会にすべきである。 【対応策】 ・令和８年度においては、新たなコースを設定予定であるため、ウォーキング初心者でも参加しやすいコース設定を検討する。また、習志野市の新たな魅力を伝えられるよう、広報紙などを通して参加者の呼びかけを行う。